

第52回平成25年9月与謝野町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成25年9月13日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後5時33分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義 (午後欠席)	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢簀毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	家城功	18番	赤松孝一

2. 欠席議員 (なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	井上 雅之
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	前田 昌一
建設課長	西原 正樹	福祉課長	浪江 昭人

5. 議事日程

- | | | | |
|--------|----------|-----------------------------------------|----------|
| 日程第 1 | 議案第 101号 | 財産の取得について（消防ポンプ自動車） | (提案理由説明) |
| 日程第 2 | 議案第 102号 | 平成25年度与謝野町一般会計補正予算（第3号） | (提案理由説明) |
| 日程第 3 | 議案第 103号 | 平成25年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第2号） | (提案理由説明) |
| 日程第 4 | 議案第 72号 | 与謝野町税条例の一部改正について | (質疑～表決) |
| 日程第 5 | 議案第 73号 | 与謝野町国民健康保険税条例の一部改正について | (質疑～表決) |
| 日程第 6 | 議案第 74号 | 半島振興対策実施地域における与謝野町税条例の特例に関する条例の一部改正について | (質疑～表決) |
| 日程第 7 | 議案第 75号 | 町道路線の認定について | (質疑～表決) |
| 日程第 8 | 議案第 76号 | 加悦奥辺地に係る総合整備計画の策定について | (質疑～表決) |
| 日程第 9 | 議案第 77号 | 峠辺地に係る総合整備計画の策定について | (質疑～表決) |
| 日程第 10 | 議案第 78号 | 川上辺地に係る総合整備計画の策定について | (質疑～表決) |
| 日程第 11 | 議案第 79号 | 奥滝辺地に係る総合整備計画の変更について | (質疑～表決) |
| 日程第 12 | 議案第 80号 | 平林辺地に係る総合整備計画の変更について | (質疑～表決) |
| 日程第 13 | 議案第 81号 | 香河辺地に係る総合整備計画の変更について | (質疑～表決) |
| 日程第 14 | 議案第 82号 | 岩屋西部辺地に係る総合整備計画の変更について | (質疑～表決) |
| 日程第 15 | 議案第 83号 | 大江山運動公園体育館改修工事請負契約の変更について | (質疑～表決) |
| 日程第 16 | 議案第 84号 | 総合簡水加悦上水道明石中継ポンプ場新設工事請負契約の締結について | (質疑～表決) |
| 日程第 17 | 議案第 85号 | 総合簡水加悦上水道温江高区配水施設新設工事請負契約の変更について | (質疑～表決) |

日程第18 議案第 86号 平成25年度与謝野町一般会計補正予算（第2号）

（質疑）

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長 (赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は、18人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

ここで企画財政課のほうから、ただいま配付されました資料につきましての説明をということでございますので、それをお受けいたします。

浪江企画財政課長。

企画財政課長 (浪江 学) おはようございます。

1点、誤りが見つかりましたので、ご訂正をお願いしたいと思います。

正誤表といたしまして、A4、1枚のものを配付させていただいております。議案第78号の川上辺地に係る総合整備計画の策定についてでございます。本日、ご審議をいただく予定になってございます議案第78号、川上辺地の関係でございます。議案書では22ページでございます。22ページに3公共的施設の整備計画を表にまとめて計上させていただいております。この数字に誤りがございましたので、ご訂正をお願いいたします。上側に誤りのままの表を載せ、その下に正しい表を上げさせていただいております。

一番右の辺地の対象事業費の予定額を、各欄に2万5,000円としておりましたが、正しくは340万円の誤りでございました。その関係で財源内訳のところの一般財源が340万円から342万5,000円としていただきたく思います。

以上、ご訂正のほうをよろしくをお願いいたします。

議長 (赤松孝一) 本日、議案第101号から議案第103号が追加提出されました。以上、3件を上程いたします。

最初に、日程第1 議案第101号 財産の取得について(消防ポンプ自動車)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長 (太田貴美) おはようございます。

ただいま追加提案をさせていただきました議案3件のうち、議案第101号 財産の取得について、ご説明申し上げます。

今回、購入の消防ポンプ自動車は、岩滝第1分団の消防ポンプ自動車を更新するものでございます。岩滝第1分団の現行の消防ポンプ自動車につきましては、平成8年3月に購入したものでございまして、既に17年を経過いたしており、平成24年11月に策定いたしました与謝野町消防施設等整備計画に基づき更新するものでございます。概要につきましては、添付の議案資料にお示ししておりますが、9月6日に5業者から見積書を徴収いたしました結果、契約の相手方は株式会社大槻ポンプ工業株式会社 宮津営業所所長 井上富雄、そして、取得金額は1,832万2,500円で、うち消費税相当額は87万2,500円でございます。

契約期間は、本件議決の日の翌日から平成26年3月31日までとするものでございます。今

回、購入を予定いたします消防ポンプ自動車の概要につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） おはようございます。

私のほうから詳細の説明をさせていただきたいと思っております。お配りをしております資料がございます。追加議案資料ということで、議案第101号の資料、消防ポンプ自動車取得概要といったこともおつけしておりますので、また、ごらんいただきたいというふうに思っております。

今回、導入いたします消防ポンプ自動車につきましては、昨年、本町消防団におきまして、火災以外の災害にも対応するといったことで団員の大きな負担にならない範囲で救助用の資機材を登載したものでございます。議案の資料にもおつけしておりますけれども、救助用の資機材ということになりますと、AED、布担架、携帯用のコンクリート破壊用具及び救急セットというふうになっておりますけれども、こうしたものを導入するということを決定的にいたしましたので、これを踏まえまして、岩滝第1分団を中心に仕様内容を検討させていただきました。仕様の決定に当たりましては、昨年度導入いたしました野田川第2分団の消防ポンプ自動車をベースにしたものでございまして、今申し上げましたように資料につけておるのが、その仕様内容ということでございます。

車両の主な仕様といたしましては、形式はCD-I型ダブルキャブということでございまして、車両はマニュアルの四輪駆動を選定しております。シャーシ製造メーカーは日野自動車でございます。なお、この契約事項の（2）契約の方法、見積もり提出による随意契約としておりますが、9月6日、午後1時30分から本庁舎大会議室におきまして、ここに書かせていただいております5業者によりまして見積もり入札を行いまして、契約の決定ということになったものでございます。

以上、大変簡略に申し上げます。また、資料をごらんいただきまして、ご審議をいただきまして、ご承認をいただきますように、お願いしたいと思います。

以上、私からの説明とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

日程第2 議案第102号 平成25年度与謝野町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第102号 平成25年度与謝野町一般会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳出のみの補正でございまして、総額の変更はございません。

それでは、歳出についてご説明申し上げます。6、7ページをお開き願います。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、社会福祉総務費一般経費では、介護保険特別会計サービス勘定繰出金を108万2,000円追加いたしております。これは包括支援センターにおいて臨時職員を新たに雇用する必要が生じたことから、その必要経費を一般会計から繰り出すものでございます。

第9款消防費、第5目災害対策費、豪雨災害対策事業は、総額で1,020万円を追加いたしております。これは(第2号)補正予算においても8月4日の集中豪雨に伴い浚渫等の経費を追加いたしておりましたが、その後、8月31日から9月4日までの長期間にわたる降雨に伴い再び沈砂ます等の浚渫や水路、護岸等の修繕が必要になりましたので追加するものでございます。

第14款予備費は1,128万2,000円を減額し、調整いたしております。

以上が、平成25年度与謝野町一般会計補正予算(第3号)の概要でございます。詳細につきましては、担当課長のほうから説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議長(赤松孝一) 西原建設課長。

建設課長(西原正樹) それでは、先ほど配付をさせていただきました、平成25年8月31日から9月4日の部分、豪雨に対しましての応急費を上げさせていただいております。まず、最初に農林課分でございますけれども、農林課所管の施設、農地被害一覧表というふうな中の丸で印がしてある部分でございます。8月31日から9月4日というふうなことで230万円、農林課分として上げさせていただいております。

それから、建設課所管分の関係でございます。これにつきましても8月31日から9月4日の部分に対しまして、応急復旧一覧表というふうなものを作成させていただいております。修繕料ということで、6カ所の部分を上げさせていただいております。

2番目の委託料、これは浚渫の部分でございますけれども、23カ所ございまして、590万円上げさせていただいておりますというふうな状況でございます。

以上、簡単に説明をさせていただきました。何とぞご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議長(赤松孝一) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

日程第3 議案第103号 平成25年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第103号 平成25年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、サービス事業勘定のみ補正でございまして108万2,000円を追加し、総額を1,306万5,000円といたすものでございます。

まず、歳入について、ご説明させていただきます。10、11ページをお開き願います。第4款繰入金は、一般会計繰入金を108万2,000円追加いたしております。

次に、歳出について、ご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。第2款総務費、第1項総務管理費、一般管理費一般経費では、臨時職員賃金等を総額108万2,000円追加いたしております。これは地域包括支援センター職員が体調不良によりケアプラン作成のための訪問活動等に対して主治医から制約がつけられたため、新たに臨時職員を雇用し、介護予防給付にかかるプラン作成業務等に支障が出ないように対応するものでございます。

以上が、平成25年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。よ

ろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

- 議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。
日程第4 議案第72号 与謝野町税条例の一部改正についてを議題とします。
本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより、討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第72号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

- 議 長（赤松孝一） 起立全員であります。
よって、議案第72号 与謝野町税条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第5 議案第73号 与謝野町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより、討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第73号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

- 議 長（赤松孝一） 起立全員であります。
よって、議案第73号 与謝野町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6 議案第74号 半島振興対策実施地域における与謝野町税条例の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

15番、勢箴議員。

1 5 番（勢簀 毅） それでは、議案第74号について、質問いたします。今回、この条例改正で旅館業ということが加わったんですが、これは準則がですね、こういうふうになっていると、こういう理解でよろしいですか。

議 長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 今回、旅館業、追加といいましょうか、なっております。これにつきましては、国のほうの省令のほうが改正されましたので、追加することができるというようになりましたので、追加をさせていただいております。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） これは準則が、そうなったということで思うんですが、ほかに町として独自のものを加えることはできたんですか、そのところをお願いします。

議 長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 旅館業以外の追加というご質問だと思うんですけども、今回、国のほうで改正されました内容でございますが、半島振興地域、少しちょっと詳しく言いますと、半島振興地域、これまでが製造業と旅館業自体も入っておりました。ただ、この旅館業を業種としては入っておるんですけども、ただし書きがありまして、過疎地域に類するというので、本町は過疎地域でございませぬので、従前は入っておりませんでした。逆に言いますと、この丹後半島の地域で過疎を指定されておる近隣の市町さんにおきましては、旅館業も従前から可能だったということでございます。

今回、改正されまして、その半島地域の中に、もともとありました製造業、旅館業でございませぬけれども、ただし書きの過疎地域というところが削除されましたので可能になったということでございます。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） そこで、私はちょっと奇異に思っておりますのは、この金融上の措置というのについておるわけですね、今までから、この半島振興法に、この金融上の措置の中に、これは地域産業振興のための融資制度ということなんですが、この中に旅館業というのはいないんですけどね、それは別に、きょうのとは直接関係ありませんけれども、その辺は課長、どのように思われますか。

議 長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） ご質問のほうは、金融の関係の旅館業ということですね、半島振興法自体がいろいろな条件不利地域の半島振興地域のことで、いろいろな支援策等がございませぬ。その中で、今おっしゃる、ちょっと金融の関係が、私はちょっと承知しておらんですけれども、今回の措置につきましては、半島振興法の17条で地方税の不均一課税をすることができるということでございます。この中で、先ほど申しましたけれども、旅館業のただし書きがとれたということで、本町におきまして、できる範囲といいましょうか、旅館業も含めてやりたいということで、今回、追加をさせてもらっております。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） それでは、もう1点だけですね、質問して終わりたいと思っておりますが、今、課長のほうから不均一課税の話が出ましたですね、実際に、この半島振興法の関係で、いわゆる、

そういう不均一課税をですね、この京都府北部で実際、取り扱いをしているところがあるんじゃないか。そこのところ、課長、どうでしょうか。

議長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 半島振興法で取り扱っておるという事案でございますけれども、近年のは5年間のを、今は調べておまして、ちょうど今、平成25年度の当初でございますけれども、当初では2件ございます。それから、平成24年度が1件、それから、平成23年、平成22年はなくて、平成21年度が1件ということで、これらの不均一課税ということでございますけれども、固定資産で税率が通常1.4%ですけれども、1年目が10分の1ということで、2年目が4分の1、それから、3年目が2分の1ということで、税金、固定資産税のほうを安くさせていただくというようなことになっております。

15番（勢簀 毅） 終わります。

議長（赤松孝一） ほかにございませんか、質疑は。
（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第74号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
（起立全員）

議長（赤松孝一） 起立全員であります。
よって、議案第74号 半島振興対策実施地域における与謝野町税条例の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第7 議案第75号 町道路線の認定についてを議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第75号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
（起立全員）

議長（赤松孝一） 起立全員であります。
よって、議案第75号 町道路線の認定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8 議案第76号 加悦奥辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

17番、今田議員。

17番（今田博文） それでは、加悦奥辺地の関係で質問させていただきます。今回、有機物供給施設倉庫兼作業ヤード資材保冷库の整備とあります。この内容を教えてください。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 私のほうからお答えをさせていただきます。作業ヤードと申しますのは、現在、一番主になっておる原料のおからの荷おろし、これが、その作業を晴天のときは倉庫前の、いわゆるアスファルト、駐車スペースとしておるところで行っております。それと雨天ときには、工場に入る入り口の簡単なひさしの下で雨をしのぎながらやっておるという状況がございまして、その状況を改善したいということで、作業ヤードを、簡単な倉庫にも使えるような形の建物を設置をさせていただきたいというふうに思っております。

それと、もう1点の保冷库でございますけれども、この資材は全て天然の、いわゆる生物を資材としております。なおかつ有償で、購入ということではなくて、それぞれの事業者から出てくる、いわゆる副産物を原料としておりますので、その出てくる量、また、その出てくる頻度といたしますか、スパンもなかなか、出し手の事業者の営業の内容によるということで、不安定な中、より品質を均一にしたいという中で、やはり若干といたしますか、多少、その量が配合に対してぶれるときがあります。その分を次の処理に持ち越すというときに極力鮮度を保つということで、一定、その資材の冷温保存をしたいということで保冷库1基、予定をしておるというものでございます。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） わかりました。この倉庫兼作業ヤード、豆っこ肥料が、どうしても使用時期が春に集中するというので、それまでに製造しておかなければならない、それを置いていく場所、いわゆるストックする場所が非常に少ないんだというお話も聞かせていただいています。今の作業場といたしますか、豆っこを製造する工場がありますけれども、そこに向かって、いわゆる左側に広場があります。そこに建設をされるんだろうというふうに思いますが、今回の、この倉庫を建てられたことによって、いわゆる春にストックできる量というのは十分カバーできるかどうか、それから、作業ヤード、その作業の、ひさしを出してされるのかどうかわかりませんが、それで十分可能だといいますか、雨の日も十分耐えられることになるのかどうか、そこを教えてください。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。先ほどの説明が少し不足しておったかと思いますが、今回、考えておりますのが、倉庫兼作業ヤードということで、簡単に言いましたら自転車置き場といたしますか、車庫の大きい版といたしますか、巨大な車庫といたしますか、少なくとも三方を風雨をしのげて簡単にダンプがバックで入れて、そこで荷おろしをするというものを今、おっしゃっていただきました工場に向かって左手の広場に、空き地に、空きスペースに設けると、そこで、そこを

倉庫としても使うということが今回の目的です。年間を通じて、今でしたら300トン使いますので、その300トンの保管のピークは春の作業の前、3月のあたりに一時的に何とか300トンに近いものを日々、積み上げていくわけですが、今回、作業ヤードとしても、年間の大半は作業ヤードとして使いながら最後に、春に300トンに近い部分を、この倉庫兼という意味合いで、そこにも置いていこうという計画でございます。そこで、それで基本的に倉庫の量が足りておるのかという点につきましては、在庫の量を保管するプラス、やはり資材の保管ということもでございます。生ぬかでしたら一定期間保存が可能ですので、いわゆる秋なり、また、時期によっては生ぬかが、安価な生ぬかが手に入るということもありますので、そういったものをタイムリーに確保すると、そういったようなことも踏まえましたら今回、倉庫兼作業ヤードを設置をいたしましても、それで十分かということについては、まだ、確たるものは持っておりませんが、現状に比べたら大幅に改善できるということでございます。

議長（赤松孝一） 今田議員。

- 17番（今田博文） それと今、作業をしておられる工場ですね、非常に周辺をスレートといいますか、そういう資材を張って非常に窓が少ないということで、働く環境としてはちょっと、もう少し改善が必要なんではないかなというふうに思っています。あそこへ行かせていただいても、もう少し明るい日が入ったり、窓をあけて空気を入れたりしたいんだというお話も聞いていますけれども、そういう計画というのか、予定はあるんですか。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えいたします。計画というところまでは持っておりませんが、そういった状況にある。また、検討しなければならないということは承知をいたしておりますので、いわゆる中長期的な範囲の中には、視野には入れておるという段階でございます。

議長（赤松孝一） 今田議員。

- 17番（今田博文） そう多額の費用がかかるということではないというふうに思っていますので、ぜひ、働く環境ということも考えていただいて、前向きに進めていただけたらというふうに思っています。

それから、京の豆っこ米、これをブランド化していくんだというのは、町の大きな目標でございます。今、豆っこ肥料を使って、たくさん豆っこ米をつくっていただいておりますけれども、この豆っこ米のブランド化というのは、どの程度といいますか、どういう状況にあるのか、あるいは、どのぐらい認知されて購入していただいておりますのか、そのブランドの推移といいますか、経過といいますか、そこはどのようになっていますか。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えいたします。ブランド化ということで、豆っこのお米については、かれこれ旧町時代から進めてまいっております。その中で一つの指標といたしましては、作付面積、面積は当初60町歩であったのが、今は130町歩になっておりますので、倍になっておると、これはもう合併をしたということも大きく関係はしておりますけれども、一定この数字というのは、それぞれ農家の方が評価をしていただいておりますというあかしかと思っておりますし、そのブランドという点では、なかなかブランドの定義は難しいと思います。ですが、一定、いわゆる関東での進出でありますとか、有名な百貨店等での販売でありますとか、また、大手の企業での取り扱い

いでありますとか、そういったところも一つのブランドとしての基準というか、指標と捉えますと、近年、一つの例で挙げましたら、東京国際フォーラムで株式会社国分という流通業の中では、食品流通の中ではトップクラスの事業者ですけれども、そこが自社独自の見本市を開催されたら、その中で、その見本市は業者向けの見本市ということで、来られる業者はイトーヨーカ堂でありますとか、ジャパネット高田でありますとか、そういった企業が来られると、一般の方は来られないと、そういった見本市の中でも豆っこのお米ということで、これは特徴があるという点でございますけれども、ブースを一つ設けさせていただいて、広報といいますか、PRもしてまいりました。そういった点では一つずつブランド化ということについて、つながっておるのかなというふうには考えています。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） ブランド化の定義が、よくわからないという課長のお話があったんですが、私は簡単だと思うんですね。高く売れて人が欲しがると、これがブランドですよ。こういうふうには、いかに持っていかと、なかなか難しいし、今、話を聞きますと、非常に努力をされているということはよくわかります。一般質問の中でも、6月ですね、石川県羽咋市のお米の話をしました。それから、これは古い話ですけども、新潟の越乃寒梅とか、あれが、なぜ有名になったか、あれは田中角栄が地元の酒をばつと政治家に配ったんですよ。だから、ものすごい評判になり人気が出て、今、ブランドといいますか、ものすごい高く売れるお酒になっているんです。ですから、そういうことを私は狙ったり、そういうことを意識的に、もう少しやったらいいんじゃないかなと、例えば、誰かにお米を贈ると、そして、その人からおいしい、うまいお米だという、いわゆる一言をいただくと、有名な方から、これがブランドに一步近づく、あるいは人が、あの人が食べているんだしたら、私も食べてみたいなど、こういうことになるんじゃないかなと、これがブランドへ一步も二歩も、大きく近づくことになるんじゃないかなというふうに、私は思っています。

そういう有名人に米を贈る、そういうふうなことの計画といいますか、予定といいますか、お話というのは、どこかで出てないんですか。

議 長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えいたします。まさしく、そのとおりのことを、この町にも何度か足を運ばれましたタレントの方が、有名タレントの方がおっしゃっておられて、いわゆる同じでして、私たちがのような、そういう、いわゆるメディアに出る者が食べて、それを評価して、それを宣伝するという効果は、やはり大きいものがあるということはお聞きをしましたし承知、理解もしておるということでございます。その手法につきましては、現在でも町内に流通業者の方が、個人でやられておる流通業者の方が複数ございます。その方といいますか、そういった流通業者の方に、その役目を担っていただきたいというふうに考えておられて、一定の支援の策は今でも講じておるということでございます。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） それぞれ前向きに頑張っておられるというふうに思っています。よりこのことが推進、前進されますように、ぜひ今後も努力をいただきたいというふうに思っています。終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第76号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第76号 加悦奥辺地に係る総合整備計画の策定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第9 議案第77号 峠辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、勢簀議員。

15番（勢簀 毅） それでは、峠辺地にかかわります総合整備計画の策定について、2、3質問をしたいと思っております。一つはですね、現在、峠の簡易水道の状況ですね、水量とか、その辺のことは現状、どうなっておりますか。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 勢簀議員のご質問にお答えいたします。峠水道につきましては、現在、計画給水量が42トンに対しまして、実績ではございますが、日最大が28トンというような状況でございます。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

15番（勢簀 毅） 今回の、課長、施設の計画ですね、電気計装の特徴的なことについて、ちょっとお聞きをしておきたいんですが。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。現在の峠浄水場ですが、これにつきましては、浄水場の中で故障が生じた場合には、一方的に故障してますよという、いわゆる電話で役場のほうに警報が入るといようなシステムになっております。今回、今年度、実施予定ですが、改良させていただくにつきましては、それらが、どういう数字でもって変化をしているかということ、いわゆる詳細な状況まで、役場のほうでインターネットの画面でもって見れるような形にしたいということと、それから、遠隔操作でもって浄水場の運転をとめるだとか、動かすだとかということ、あるいは残留塩素といつか、塩素の注入量ですね、そのあたりについても遠隔で操作が可能ないようにしたいというふうを考えております。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

15番（勢簀 毅） 担当課では、非常に離れた位置にあるということで、いろいろご苦労いただいておりますが、今、この地域、きょうまでの、この計画では、主たる事業というのは飲料水の供

給の関係がお世話になったわけですが、全体的にですね、やっぱりここは総合整備計画の中で、ある程度、見直しをかけないかんときにきておるのではないかなというふうに思って、これは課長の担当じゃないと思いますけれど、ぜひ、そういった見直しをいただきたいと思っております、特に高速道路が今後、延伸をしていく中で、従来の国道はややもすると、業者の通行量等が非常に減少すると、そうした中で、どうして地域が、やはりそれを抑え発展をさせていくかということになりますと、この水道の役割というのは、私はほかの生産システムもですが、大きいんですが、現在、一番拠点になるべきロードパークに、この簡易水道が上がらないと、こういう非常に弱点がございまして、そここのところについても今後の中で、なかなかここだけということにならないと思うんですが、しかし、ここがうまく活用できるかどうかというのは地域の非常に大きなポイントになっておると思っておりますが、このことについて課長は、いわゆる簡易水道をですね、あそこに延伸をするということについて、水道課長は、どういうふうに思われますか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。今、おっしゃっておりますのは与謝峠の一番上にありますロードパークですね、今現在、確かに水道は行っておりません。したがって、あの場所に水道をとということになりますと、峠浄水場でつくった水を加圧して、ポンプでもって強制的に上げていかなければいけないということになるかと思いますが、その設備、あるいは配管、そういった工事費が、全体的に見渡す中で、投資効果として果たしてどうなのかということをお考えました折に、やはり今現在、水道事業は大変厳しい状況で経営をしておりますので、そのことについて今、私のほうといたしましては、特に、そこを整備しようという考えは今のところ持っておりません。ただ、その全体的な話としてということになれば、また、それはちょっと検討の余地ということがあるのかもわかりませんが、水道課としては、今そういうような思いでおります。

議長（赤松孝一） 勢篭議員。

15番（勢篭 毅） 今、水道課にかかわって言いますと、非常に、この問題は難しいというふうに思いますが、やはり地域をどう振興させていくかという視点から見ますとですね、私は非常に重要な、特にですね、あの与謝峠の旧道を通りまして、そして、明石林道を通してですね、双峰公園につなぐ一番の拠点だと、こういうふうに思っております、ひとつ今後の総合整備計画の中で、そういったことについてもですね、ぜひ、見直しをかけていただきたいと、このようにお願いをして終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第77号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第77号 峠辺地に係る総合整備計画の策定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第10 議案第78号 川上辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、山添議員。

- 10番（山添藤真） それでは、川上辺地に係る総合整備計画について、何点か質疑をしたいというふうに思います。まず、第1点目は、この提案と申しますのは、町道を拡幅、改良することが産業の振興につながっていくというような提案になっているんですけれども、どのような産業の振興にかかっていくか、具体的な状況と申しますか、見通しをお伺いしたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 辺地の計画につきましては、企画財政課のほうで担当をさせていただいておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

今回の、この議案は川上地区の辺地の総合整備計画が平成24年度で5年間の計画期間を終えたということがございましたので、今回、平成25年度から平成29年度までの5年間の計画を策定するというところでございます。この一つとして平成25年度に町道入鹿伏線の拡幅改良を予定しておりますので、それを計画に盛り込んだということでございます。

ご承知のように、この地域は川上の地域の一番奥に位置をいたしまして、山村ということがございます。住民の方々が、その周辺の農地等を守りながら一生懸命過ごしていただいているということがございます。今回の、この町道につきましても、改良を行っていくことで、その地域の方々が非常に生活がしやすくなるという環境が整うということがございますので、そういった地域に定住していただいて、その農地の耕作やら地域の、いろんな振興に大いに頑張っていただくという気持ちを込めて、こういった計画を策定するというところであろうかと思っております。

議長（赤松孝一） 山添議員。

- 10番（山添藤真） 川上地区の方々の地域振興に資するための道路の拡幅、改良だというふうに認識しております。今回、何点かの辺地計画が議案として出されているわけですが、その二つのうちの一つ、つまりこの川上辺地というのは、行政と住民が一体となって川上地区の開発を検討しているというふうに記述がされているんですけれども、この検討の内容についてお伺いできればというふうに思います。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。辺地の計画に上げていく一つ一つの内容につきましては、それぞれ各地域からご要望のある事業であったり、まさに、この町道入鹿伏線の拡幅改良もそうであろうかというふうに思っておりますし、それから、例えば、先ほどの飲料水の供給施設の関係等については町が積極的に整備をしていこうという思いのもの、二通りあろうかというふうに思っております。

今回は川上地域から、そういったご要望にお応えしていくために、その財源として辺地債を活

用するためには、こういった計画を立てていかないとできないということですので、そういうことから、このような計画を策定させていただくということでございます。

今回、5カ年の計画にいたしておりますので、今後、5カ年の間に、そういった内容のものが生まれてくれば、また新たに計画の変更として上げさせていただいて、この5年間、川上辺地の振興を図っていこうというものでございます。

議 長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） この提案内容を見ていますと、この計画が進むことによって、あるいは行政と住民の検討が進むことによって、過疎化の減少を徐々に食いとめていくといったような狙いを掲げておりますので、こういった点は重要視しながら、計画を進めていただきたいというふうに思います。以上です。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第78号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第78号 川上辺地に係る総合整備計画の策定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第11 議案第79号 奥滝辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第79号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第79号 奥滝辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第12 議案第80号 平林辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題としま

す。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第80号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第80号 平林辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第13 議案第81号 香河辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第81号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第81号 香河辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第14 議案第82号 岩屋西部辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第82号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第82号 岩屋西部辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで40分まで休憩をいたします。

(休憩 午前10時30分)

(再開 午前10時40分)

議長(赤松孝一) それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

次に、日程第15 議案第83号 大江山運動公園体育館改修工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、井田議員。

13番(井田義之) 運動公園の分は、担当委員会ですので、ちょっと聞きにくいんですけども、聞かせていただきたいと思っています。

一応、一定の説明は受けたんですけども、この契約の変更の説明を一つ、もういっぺんお願いいたします。企画財政課長にお願いしようかな。教育長からお願いします。

議長(赤松孝一) 垣中教育長。

教育長(垣中 均) 委員会と同じことになりますけれど、推進課長のほうに答弁をさせます。よろしくをお願いします。

議長(赤松孝一) 小池教育推進課長。

教育推進課長(小池信助) そしたら、繰り返しになるかと思いますが、私のほうから説明をさせていただきます。

議案の詳細説明でも申し上げましたように、公共工事の設計積算に使用する労務単価につきまして、これ年度ごとに改正されておりますけれども、この改正単価が正式に、こちらのほうに来るのが新年度に入ってからということで、要するに前年の単価でもって積算を行っているということでございます。しかしながら、この平成25年度の公共工事労務単価が全職種単純平均で15.1%という、ものすごく大きな上昇となったということで、今回、特例措置が設けられたものでございます。特例措置の内容でございますけれども、平成25年4月1日以降に契約を行う工事のうち、旧の労務単価、すなわち前年度の労務単価を使用して積算しているものについて、改正後の新労務単価に置きかえた契約金額に変更するための協議を請負業者が請求できるというものでございます。

今回、この大江山運動公園体育館改修工事につきましても、業者のほうから請求を受けましたので、それに応じさせていただいたということでございます。その労務単価がえにつきましては、一定、業者で見積もりをして確認しまして、今回、その不足分を提案をさせていただいたということでございます。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） この後、もう1件、2件の業者からの申し入れがあったということで、この請負契約の変更があるということなんですけれども、建設課長でも総務課長でも結構ですけれども、このほかには、そういう部分にかかわる、いわゆる今年の1月から以降の分で繰越明許とか、いろいろな中で、そういう事業はほかにはないということですか。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 質問にお答えをいたします。確かに今、このほかにもございます。これは私どもがやっております土木の積算の関係につきましても、いわゆる労務単価の関係が、例えば4月にすぐ来ることはございませんので、その間につきましても、平成24年の一番直近の労務単価を使用させていただいておりますので、したがって、同じように、今回と同じような格好で変更契約で対応させていただいておるのが実態でございます。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 結局、議会には出てこないけれども変更があるということですか。それが大体、何件ある、どれぐらいの、総金額でどれぐらいの金額になっているか、お尋ねします。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 今、何件と、正式にちょっと我々としても、私としても把握をさせていただいておりません。ただ、10件ぐらいは、うちの課でもあったと、10件ぐらいあるのではないかとこのように思っております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） そこでですね、今回、業者のほうから要望があれば町長のほうで、行政のほうで検討して対応していくということなんですけれども、与謝野町の中で結局、そういう業者に対しては案内をされておるのかどうか、それから、あと金額が少ないからということで、要望の上がってこなかった部分もあるのかどうか、その辺の現実はどうなんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。平成25年4月8日付で各都道府県知事、あるいはまた、建設業の団体の長宛てに国土交通省のほうから文書が流れておりまして、これに基づきまして4月19日に指名委員会を開催をさせていただきました。既に国なり京都府のほうは、これに準じるというふうなことになっておりましたので、当町につきましても同じ対応をさせていただくというふうなことで、いわゆる建設業の団体のほうから行っておったかもわからんですけど、町のほうからも、こういうことについてやらせていただきますというふうな文書を流させていただいております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 次に、その業者のほうから要望があるということで、要望があった場合には、こちらとして、いわゆる与謝野町として話し合いをするというのか、そういうことはなしに、もう全てを、「はい、わかりました」という格好でやらなければならないという決まりなのかどうか、その選択の余地があるのかどうか、この制度について、この点についてはいかがでしょうか。副町長が、いろいろとアドバイスされておりますので、副町長からの答弁でも結構です。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 重複しますけれども、建設課に限らず、ほかの事業課も、この労務単価の改正に伴います契約の変更事例はたくさんございますということと、それから、今、建設課長が申し上げましたように、国土交通省からは建設業団体の長宛て、すなわち各地域の建設業協会等へは案内が行っておりますけれども、建設業協会などに入っておられない業者の方もたくさんおられますので、先ほど建設課長が申し上げましたように、町のほうからかぶせて、念のために全ての業者に、こういった制度がありますということをお知らせしています。

それから、これは、さっきからお話がありますように、旧単価で労務単価が組まれておると、このことについて変更してほしいという場合には変更協議という形になりますけれども、業者から協議がございます。協議があつて、その協議内容を、それぞれ所管課が積算確認をして、問題がなければ、その協議に応じて変更するという仕組みでございます。

1 3 番（井田義之） ということは払わないことも、上げないこともできる。

副町長（堀口卓也） 私や町長の手元には変更協議がありましたら、それを受け付けた各課、主管課から変更協議の決裁が回ってきますので、それが今年度に入ってから全ての事業、回ってきておるかといいますと、中には回っていないものもあると思います。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 再度、念を押しますけれども、そしたら、協議の中で変更しない部分もあったかもわからないと、あるかもわからないということで理解しておいたらよろしいですか。はい、わかりました。お願いします。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 先ほど申し上げましたように、各業者の皆さんの手元には業界団体から、さらに町からもご案内をしていますので、その上で変更協議を、もうせんとこうという判断をされる場合もあろうかと思えます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） なぜ、こういう質問をしたかといいますと、工事請負契約、いわゆる議会で認めた金額からの上げ率ですね、上げ率が1%を、2件とも切っておるわけですね。特に、この体育館の分については0.75%ぐらいですか、こういうような中で本来ならば、例えば人件費だからという今回の場合には、この前提があるわけですが、ほかの資材あたりでも、例えば、今でいうならば原油の値上がりで、いわゆる石油単価がどんどん上がっておるわけですね。これもかなり、私は業者にとっても、皆さんにとっても、町民にとっても、かなり大きいわけですね。そういう分については、いわゆるなしで、私も、これは言いにくいんですけど、国の方針が今、人件費を上げて、購買力を高めて景気をよくしようという方針でありますので、それに私も反対はいたしませんけれども、そういうことでパーセンテージも見ながら、ある程度の、行政としての方向性というのか、そういうことはできないのかどうか、その点についてはいかがですか。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 現在、国のほうから設計積算の単価について通知がありましたのは労務単価、全国、全業種、平均で15.1%上がっているということをもとに、そういった通知、通達があつたわけですが、それ以外については、きのうもニュースを見ますと、東京オリンピック

の関係で、東北の工事が心配だというニュースがありまして、その中で人件費の高騰、資材の高騰のニュースが報道されておりました。資材が上がっておるといのは、私も承知はいたしております。少し前になりますけれども、新聞で報道されてましたように、京都府立総合資料館の建てかえ工事につきまして、結局、1回、2回と入札が不調に終わったと、その理由はといえば、資材が非常に高騰しておって、京都府が組んだ、その予定価格ではとてもやないけれども、応札できないということで2回流れて、その後、京都府としても設計を組み直して最終的に3回目の入札で落札があったということでもあります。

今、設計に当たって、この分野を何%上げようというような判断は町のほうではしておりませんが、先ほど京都府の事例を申し上げました。ああいうような事例が町内でも発生しました場合には町内部で検討をするということはあるかと思えます。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） これは、私のうろ覚えの分もあるんですけども、以前も、こういう、今回は人件費ですけども、そうやなしに、今、副町長が言われるような、いろいろな資材、鉄骨がだっと上がるとか、いろんなもんがあったわけですね。そういうときに一応、国でも府でも、そうだったと思うんですけども、何%以上上がったときには契約変更をしなければ安全な、安心な工事ができないというようなことで、そういう基準があったことがあったように、私自身、ちょっと記憶しておるんですけども、かなり古い話で、私の場合には、今がどうなっているかというのはわからんわけですけども、そういうある程度の基準というのを、今どんどんどんどんと景気を上げようというときなんで、町としても、ある程度の協議をしていただいていたらありがたいかなと、今後に向かってということで、これはお願いをしておきたいと思えます。

それから、あと1点、結局、今回、人件費15.1%アップということで、こういう変更の契約が出てきておるわけですね。それで要は、私が一番心配するというのか、お願いしておきたいのは、この部分については人件費のアップということで提案をされて、我々は認めると、やはりその辺の労務賃という中で、業者の方にしっかりと対応をしていただけるような、そういう打ち合わせなり、協議の内容であったかどうか、それぞれの業者と協議をされる中で、その辺のところも念を押されておるのかどうか、その点について、最後にお尋ねをしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 今回の労務単価の改正に伴います契約の変更協議でございますが、契約書の中に第55条で、この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるという規定がございます。今回の請負代金の変更協議につきましても、この条文をもとに変更協議を受け付けるということにしておりますので、理論的に言いますと、ほかの事由があった場合でも、この55条を適用して変更を協議することはできるのではないかなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 終わりですので、あれですけど、そのところをね、しっかりと業者の方々と話をして、うまいこと、あといきますようにお願いをして、質問を終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

7 番、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） かなり詳しい質問もありましたので、ちょっと気になる点があつて、伺いたいと思っています。

今回、主に、今回の理由は労務単価の引き上げの問題で変更になったという契約関係なんです、そもそも今の答弁を聞いてますと、答弁というか、説明なんかを聞いてますとね、労務単価が毎年春に決まるというようなニュアンスがあつたと思っています。私の記憶では、この間、15.1%という、アップというのはね、近年にはずっとなかったんではないかというふうに思っているのですが、この点は過去の事例から見て、どんなぐあいなのか、教えていただけたらと思います。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。労務単価につきましては、先ほども申しあげましたように、4月にすぐ来ればよいわけですけれども、なかなかそういうことにはなっておりませんので、今回、大きな、15.1%というふうな大幅なベースアップになりましたので、変更させていただいたということでございます。

従来は労務単価につきましては、ほぼ、ほとんど影響がなかったというふうに思っておりまして、何%というふうなことは、ちょっと今、私も資料を持ち合わせてございませぬけれども、国のほうが国の通達として、こういうふうな労務単価を改正するというふうなことは今まで経験がございませぬでした。先ほどもございましたように、資材の単価だとか、そういう場合につきましては過去にございましたけれども、こういうふうな労務単価の関係で通達まで出してというふうなことは、我々としても初めて経験をさせていただくというふうなことだというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 業者の方と偶然、話し合うときがありまして、その方は、こうおっしゃってました。ようやく業界も光が当たったんかなと、ちゃんと働いておる職員、労働者の人らに光が当たってきたというか、非常に一つの蔑視があつたというふうに、彼の、事業主からいうたらありまして、土建屋というのかね、そういう言われ方をしたということに対する偏見じみた言い方ですね、そういうことに対する非常に自分自身も、これでちょっとは光が、国としても当ててくれたんだなというような言い方をしていました。だから、非常に、この近年なかったんではないかなというふうに思っています。

もう一つはですね、二つ目に、今、井田議員が発言にありましたのが、ちょっと気になったんですが、賃金を上げて購買力を高めようとするというのは、国の方針でという話がありました。これは、僕は違ふと、この間、我々が主張しているようにね、このことを国の方針として、どこにもないと、ただ、3月議会、2月ですかね、国会での論戦の中で、このことを共産党が主張したときに、初めて認めたんですね、内部留保が非常にようけあると。やっぱりそれなりにですね、認めざるを得んという話もあつた経過があります。だから、ボーナスとか一時金については、かなりの企業が、それに基づいて政府の声かけで出てきたと、もちろん自然に出てきた経過もあるんですが、そういう経過だったわけで、国の方針にあつたわけではないというふうに思っています。ですから、この点では、それは誤解だろうというふうに私自身も思っています。

大事なのは、こういう15%にもなつたというのは、ずっとこの間、先ほど言いましたように

放置されてきた経過がなかったんじゃないかというふうに思いまして、労働団体や業界団体からでもですね、繰り返し、その要望がね、ずっと出ておまして、そのことの関係で国の対応がされてきたというふうに思っています。先ほど言いましたように、業者の事業主も、ようやく上げてもらったと、ありがたいということをおっしゃっているわけです。そういう点を指摘をしておきたいと思っております。この認識で間違ってますかね、もしあれだったら、特にないですか。

ないようですから、次の、最後に1点だけお伺いしておきます。制度上の問題で、運動公園の体育館が改修されるということなんですけども、ここを見ていると、僕の認識が弱いためのかな、補助金が一切見当たらないんですけども、これは補助の対象に一切ならないということなんでしょうか、お伺いしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） お答えさせていただきます。平林の辺地対策事業の中にも入れさせていただいておりますように、補助の対象にならないということで、辺地債のほうで財源を確保したいというようなことを考えております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 全く補助がないというのは、こういうのは一切対象ならないというのは、ずっと慣例でしたのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） 一通り確認はさせていただきましたけれども、なかなか改修につきましては厳しいものがございまして、ただ、場所によって辺地地域ですとか、そういった分については、ある場合があるんですけども、我が町の部分については、厳しいということで辺地対策事業でお世話になりたいということで、今回、提案をさせていただいております。

7 番（伊藤幸男） はい、ありがとうございます。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第83号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第83号 大江山運動公園体育館改修工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第16 議案第84号 統合簡水加悦上水道明石中継ポンプ場新設工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、和田議員。

2 番（和田裕之） 失礼します。それでは議案第84号の明石中継ポンプ場新設工事について、何点かお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

まず、1点目ですけれども、工事請負額ですね、これ1億90万円ということなんですが、これに対してのですね、国庫補助金が1,200万円程度となっておりますが、私、この点についてですね、補助金が少ないんじゃないかなというふうに思っておるわけですが、課長のご見解をお願いしたいと思います。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 和田議員のご質問にお答えいたします。請負額が1億円超えておるのに補助金がちょっと少ないんじゃないかというご指摘でございますが、実際に、この浄水場の改良と申しましても、中継ポンプ場に改造するというご指摘でございますが、補助対象になる工事、ならない工事が、いろいろと重なっております。なおかつ、補助対象事業費の補助率が4分の1しかないというようなことで、非常に補助率が低い状況でございます。ざっと申し上げますと、配水池やなんかにつきましては、補助対象になっているんですが、それ以外の造成附帯、それから構造物の撤去だとか、場内配管、あるいは電気に関しましても一部100%にはなっていないというような部分もございまして、この額のうち補助対象がざっと5,000万円弱という状況です。その5,000万円弱の4分の1というようなことでございますので、財源内訳に上げてございまして、1,200万円余りしか補助金としてはいただけないということでございます。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 中継ポンプ場というか、これ改造されるということで、先ほどご答弁いただいたように、これだけの額しか出んということで理解をさせていただきました。ですが、これも統合事業の一環であるというふうに思っておりますし、この点については、できるだけ対象範囲がですね、広がるように国に対しても指摘というか要望のほうをしていただきたいと思いますというふうに思っております。

次にですが、提案説明の中にもございましたけれども、緊急遮断弁、遮水弁といいますが、これとですね、先ほど勢籙議員がご質問にあったように、遠隔監視ですね、これについては、どのようなものか、その点についてお願いをしたいと思います。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。まず、緊急遮断弁についてですが、これにつきましては、つけます。従来、配水池は一応、二層構造にいたしまして、一層分は緊急遮断弁の対象から外して、一層分を緊急遮断弁によって水を確保するというか、無駄をなくそうとするというようなシステムにしておりますが、ここにつきましては既設の明石浄水場の配水池も利用しますので、その部分については緊急遮断弁を設けておりません。したがって、今度、新設する配水池につきましては、一層構造で全て緊急遮断弁の対象にしております。

それから、遠隔の関係でございますが、これにつきましてはウイル前にあります新浄水場、この新浄水場が全ての中心になりますので、今の統合事業の中でね、そこをもとで発信していくという形になりますので、今の中継ポンプ場につきましても、その他の配水池につきましても、直接そこから役場のほうだとか、個人の携帯にとか、そういうことじゃなくて、一旦、浄水場へ送り返して、そこから各担当なり、役場に発信するというシステムになります。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） ありがとうございます。遠隔監視ですね、これであつたり、緊急遮断弁というのですが、これに対してはですね、私は補助対象になるのではないかというふうに考えておりますけれども、この点はいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。今ご指摘のありました緊急遮断弁、あるいは遠隔システムにつきましては、統合事業、あるいは災害等の備えということで補助対象になっております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 遠隔監視については、日夜というか日々、水道課のほうにおかれてもですね、警報が出た場合という、その対応ですね、重要度に合わせて故障の度合いといいますか、努力して頑張らせていただいているなと思っております。これは遠隔監視については、ぜひとも進めていただきたいというふうに思っております。

次に、緊急遮断弁ですが、これは地震が発生したときにですね、飲料水ですね、破損して流出ですね、水を抑えるためにつける弁ということですが、これはある程度の条件があると思うんです。震度幾ら以上あったらとまるとか、肝心なときにとまって、とまらなくてもいいときにとまるということが起きては、ちょっと問題があるかなと思うんですが、その辺のところの条件についてお願いをしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。今、町のほうで採用しております緊急遮断弁につきましては、震度5相当、きっちり幾らということにはなりません、震度5相当ということと、合わせて過大配水量が時間100トン以上の、この二つの条件を満たしたときに緊急遮断弁が働くというようになっております。

なお、これは電池式でございますので、停電があつても作動するというところでございます。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 私は、この遮断弁については非常に重要であるというふうには思っております。災害ですね、発生したときに住民のための応急給水の拠点になる、これが僕は配水池であるんじゃないかなというふうに思っています。

先ほどおっしゃいましたように、100トンですか、過大水量ですね、これに対して電池式ということで、機械式のものとか、いろいろとあるんですけれども、確実にとまるというものだと思っておるので、その点は安心をしております。

それで、この配水池のですね、全部が全部はついてないと思うんです、これに対しては、緊急遮断弁ですね、私は、このシステムというのは大事というか、重要だと思っておるんですが、その点について課長のご所見をお願いしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。今現在、統合後の姿で申し上げますと、浄水場としては19カ所になります。そのうち緊急遮断弁を設けますのは7カ所、七つの浄水場にかかわる部分ということになります。今、おっしゃいましたように、大変これは重要になってくると思い

ますが、まず、今現在、改良をかけております浄水場、これから以降はあれなんです、比較的配水規模の大きい浄水場をずっと触ってまいりまして、それらについては緊急遮断弁がついております。いわゆる箇所数では7カ所ですが、ちょっと水量で、どれぐらいというのは、ちょっと出してませんが、大半は緊急遮断弁の対象になるという考え方になってくると思います。

ただ、今、ついてない部分については、ほとんどが配水池の構造がRC、いわゆるコンクリート製になっておりまして、しかも、それが一つの大きな配水池という部分があれば、小さい配水池を点在させて、寄せ集めたようなところもございます。そういった部分に緊急遮断弁は後から設置しようと思えば、ざっと1、200万円以上の経費がかかると、1カ所につきですよ、そういうふうなこともございますので、この部分については、後の、いろんな災害対応だとか、そういう計画的な部分で、少し検討をさせていただかないと、全部が全部つけばいいというふうになればいいですが、なかなか経費的な部分もございますので、ちょっと検討して、後にどうするかということは明らかにしていきたいなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） ご答弁いただいたようにRCですね、RCのものにつけようと思うと1、200万円程度かかるということで、おっしゃるとおりだというふうに思います。ちょっと図面では、ちょっとわからんですけど、これは一層的、ステンパネルの一層式なんで、これ恐らく遮水システムが内蔵されたようなものであると、ですから、7カ所については、こういうふうになく抑えられるということで、こういうふうにしてもらっておるのかなというふうに思っております。どの程度、水を確保するというのは、ちょっと計算もあれでしょうし、できないとは思いますが、最低限度ですね、ステンパネルが壊れてしまったら終わりなわけですし、ある程度、最低限の水はやっぱり非常時に確保できるように、いろいろと今後ですね、検討していただきたいなというふうをお願いをいたしまして、質問を終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第84号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第84号 統合簡水加悦上水道明石中継ポンプ場新設工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第17 議案第85号 統合簡水加悦上水道温江高区配水施設新設工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第85号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。
よって、議案第85号 統合簡水加悦上水道温江高区配水施設新設工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第18 議案第86号 平成25年度与謝野町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。
9番、家城議員。

9 番(家城 功) それでは、補正予算につきまして、質問をさせていただきます。補正予算書のページ数、22ページになります。衛生費のほうで、まず、1点目、衛生プラントの施設整備事業というのがございます。この説明を再度、お願いしたいと思います。

議 長(赤松孝一) 朝倉住民環境課長。

住民環境課長(朝倉 進) 補正予算書22ページの衛生プラント施設整備工事費の関係でございます。これはバキューム車に登載します自動計測装置の更新でございます。今回の更新につきましては、平成9年から15年間使用しておりました関係で老朽化が著しいということの中で、1台更新するというところでございます。

議 長(赤松孝一) 家城議員。

9 番(家城 功) 今、バキューム車ということだったんですが、備考の説明欄には工事請負費ということで、施設整備工事になっておるんですけど、この科目は、これでよろしかったんでしょうか。

議 長(赤松孝一) 朝倉住民環境課長。

住民環境課長(朝倉 進) この計量の機械の取り付けですとか、あとは取り付け後の検査ですとかいうふうな一連のことをお願いするというふうな形の中で、工事費とさせていただきました。事業自体が野田川衛生プラント施設整備事業の中で行っております関係で、こんなふうな工事名となったところでございます。

議 長(赤松孝一) 家城議員。

9 番(家城 功) 車両費なり備品費なりに上がってくるのかなと思ったんですけど、ちょっとこの科目がなければ新たにつくるなりして、わかりやすい表示をしていただければと思います。
次に、その上の廃棄物処理施設の土地等購入費でございますけども、内容につきまして詳しく

説明をよろしく申し上げます。

議 長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 同じく22ページの関係でございます。これは奥滝でございますが加悦最終処分場の関係でございます。説明のほうは建設当時からのお話をさせていただかんとご理解いただけんかなと思いますので、その当時のお話から始めさせていただきます。当時、処分場の用地を確保させていただきます際に、まず、最初に埋立地の部分、但東町に向かってお話ししますと手前のほうになります、を買収させていただいて、次に奥側の部分、こちらは焼却炉ですとか、ストックヤードの用地ですけれども、こちらを買収させていただくという二段構えで用地を確保することにしていただいております。この奥側の焼却炉とストックヤード用地の上には関西電力の高圧線が走っておりまして、所有者の方は、いわゆる線下補償を受けておられたことから、所有者の方にとってみましたら一種の財産というふうなことの受けとめがある中で、最初から売ってはいただけないだろうなということで、賃貸借による交渉を行わせていただいて、3年ごとの賃貸借契約によって、きょうまできたということでございます。

この賃貸借契約は、今回の補正予算の関係の2筆でございます。その所有者の方は処分場の手前側、埋立地部分のほうにも土地をお持ちでして、こちらは建設当時といいますか、用地買収当時に既に買収をさせていただいておるというところでございます。

今回の補正予算は、その上側の関西電力の線下補償が、高圧線が通っておるところということでございます。その後、平成8年11月に、この処分場の運転が開始されます中で、3年ごとの賃貸借契約の更新のたびに所有者の方から、ぜひ購入してほしいというご希望をお聞きするようになりました。以来、約15年越しの交渉ということの中で2筆の土地、平米数でいきますと2,663平米になりますけれども、を総額で600万円ということで購入をさせていただくということで合意に至ったということでご提案を申し上げたということでございます。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） この現在、3年間ごとの賃貸契約ということですが、この契約の金額ですね、年間なのか、月なのか、はたまた3年なのか、ちょっとわかりませんが、その金額は幾らになっておりますか。

議 長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 当初は平米当たり18円ということございましたけれども、この15年間に25円、平米当たり25円となっておりますので、2筆合わせましたら6万6,500円ほどになります。年です。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 購入価格が600万円で、これ年間賃料にしたら6万6,000円ということなんで、これ年数にしたら、大方80年ぐらいになるんかなという思いがあるんですが、それでも買わなければいけない必要性、また、理由等がございましたらお願いします。

議 長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） この関係につきましては、昨年、実施をしました各最終処分場の残容量調査がございまして、加悦最終処分場は今のままの使用状況でいきますと、残り7年程度で満杯になるであろうという予想になってございます。賃貸のままですと、処分場の使用を終えました段階

で返却することになりますけれども、多額の費用をかけて原状復旧をしないといけないうらと、そうしますと、いずれは購入するということにならざるを得んのかなということでございます。遅かれ早かれ、そういうふうな事情といいますか、状況になるであろうということでございます。

もう一つは、所有者の方から、もう15年越しのご要望の中で、年々、年をとるので、なるべく早く購入がして欲しいというふうな強い申し入れもございました中で、今回、交渉の条件が同意がいただけましたので、購入をしたいということでございます。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 今、ご答弁の中で返却、7年ぐらいの残容量だと、その中で返却をする場合、原状復旧という言葉が出てきたんですが、契約には、どういう内容で、ましてや、これ多分、土地の購入も今、賃貸の分も含めてごみ処理場として借りるなり買うなりの契約をされとると思うんですけど、原状復旧をして返さなあかんという契約の内容になっておるんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 賃貸借契約書には、今の条項はございません。原状復旧して返すという条項はございませんが、土地の賃貸借ですので、その使用の目的を終えました段階ではお返しをしないといけないうらと、そうしてくると当然ながら原状復旧はしないといけないうらとということでございます。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） ちょっと理解が、私にはできないんですけど、それは法律的に決まっているんですかね、賃貸で借りたときは、返すときは、そのまま返せばええと思うんですけど、その条件をつけておられるわけではないんですよ、その辺もう一度お願いします。

議 長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） もともとの、この土地の姿は山林でございました。用地をお借りする中で、先ほど申し上げましたように、焼却炉ですとかストックヤードの用地として整備をさせていただいたということでございます。

この使用期間中は施設の用地として使う以外には、ほかには使えませんよというふうな条項は入っておりますんですけどもというふうな形で、最初にお借りしときと姿、形が変わっておりますので、そこについては当然ながら原状復旧はすべきなんだろうということに理解をしておるところでございます。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 山林であろうが何であろうが、使用目的がちゃんと明記した上で契約をしとるわけですね。その中で原状復旧という言葉は何もうたってないということは、もう一度きちっと確認をしていただかんとあかんとは感じております。

それと、7年という中で、この資料を委員会で配られております。線下補償が10年分ということで書いてございますが、これは、この資料の見方を理解させていただきますと、購入代金に10年分はあちらに、あちらというんか所有者ですね、あちらというのは、私、誰がというのはわかりませんが、所有者にお支払いをして立てかえて払っておくというような理解にとれるんですけど、これ、もし購入した場合、所有権は町になると思います。

その中で、線下補償というのは、恐らく関西電力からの補償金だと思うんですけど、町に対し

て、この金額が入ってくるという理解でよろしいのでしょうか。

議長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） きょうまで、関西電力の京都支店との間で、いろいろと交渉を重ねておりますんですけども、結論的には、予算が成立してから、仮の話には応じられないということで、協議そのものがストップしております。それでは、困るのでということで、実例をいろいろとお尋ねをしております。一つは行政財産だから行政が相手の場合は線下補償は出せないというのが一般原則のようでございます。

ところが、土地の占有料という名目でしたら支払えるという、その可能性もあります。また、場合によっては現在の所有者の方に、現在の補償額を一括してお支払いすると、いうたら関西電力からまとめて所有者、今の所有者の方に一括でお支払いするというふうな方法もあるということもお聞きしています。いずれの場合にも、その金額ですとか、何年分だとかいうふうな、具体的なお話につきましては、おっしゃってはいただけないという状況です。その中では、今後の交渉の中で、当然ながら、関西電力との交渉の中で詰めさせていただかん話だろうというふうに思ってますし、何とか少しでも町の負担が少なくて済むような方法を相談させていただきながら、具体的な協議をしていきたいということでございます。

繰り返しになりますけれども、今のところは具体的な協議に応じただけませんので、この程度の説明しかできないというのが現状でございます。ご理解をよろしく願いいたします。

議長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 今、課長のほうからご理解をとということなんですが、全く理解ができません。なぜ町が所有したもんに対して補償がつく分を、購入した人のほうに10年分も支払いをせなあかんのか、返した場合は原状復旧をして返さんなんのか。町の賃貸というのは、そこまで徹底してやらなあかんもんなんでしょうかね、その辺が一つと。

さらに、この表を見ておりますと、課税分というのが加算されております。課税というのは、土地を持っておられる方が土地を売れば、売った人が払うものであって、買うたもんが払うということは聞いたこともないんですけども、なぜ、そのような課税分の加算があるのでしょうか。

議長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 今回、取得しようとする土地につきましては、平成6年、7年当時の用地買収の段階から、所有者から購入してほしいという希望がありましたものの、結果的に線下補償の額などで折り合いがつかない中で、最終的には賃貸で本日まで来たわけでございます。

その後、3年ごとの賃貸料の更新契約のたびに所有者との交渉が行われまして、その中で年々、年をとっていくこともあって、何とか早く購入してほしいということで、条件面でも折り合いをつける中で、やっとのことで、こういうふうな交渉のまとまりになったということでございます。

平成6年、7年の当時、この二つの筆の土地については、先ほども申し上げましたように、手前側の土地もお持ちでしたので、実際に、その当時、町の買収に応じただいたわけですので、その当時でしたら、土地収用法の適用があって、1,500万円だったと思いますけども、特別控除が認められておりました。建設当時から一旦、歳月を経た中での買収ということで、今回については土地収用法の適用がなくなりました。当然、特別控除の適用もなくなったということの中で、町が購入することで所有者の方は譲渡所得として、国・府合わせて20%の高額な税金を

お支払いになることになって、この負担も何とかしてほしいというご要望でした。

所有者の方からは、用地買収当時から売りたいと、町に要望してきた中で、買収交渉にも応じてもらえなかったんだと、当時、購入してもらっていたら税金も払わずに済んだのにというふうなお話もありましたというふうな中で、町のほうに負担をしてもらえないかということでございます。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 町は、言うたら何でも聞かれるんですかね。これ話の流れを、私なりに理解しておりますと、当時、買収のお願いに行ったときに線下補償があるんで、よう売らんと、それをもたらっていかんんで、よう売りまへんでと、ただ貸すんだったら貸しますでと言うて賃貸契約を結ばれたわけですね。

今度は、高齢化になってきたし、買うてくれと、当時に買うとってもらったら、その税金の分はかからへんとか、そういう中で、町のほうに持ってもらわな困るでというような流れにしか聞こえんですけども、私の理解は間違いでしょうか。

議 長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） ちょうど、奥側の焼却炉ですとか、ストックヤードの用地について、関西電力の高圧線が通っておる関係で、町のほうから、これは買収するのではなしに、賃貸借でいくべきだと、そうでないと話がまとまらないという町の判断で賃貸借契約になったということでございます。

ですから、先ほどもお話ししましたように、所有者の方は最初から購入してもらえるもんだったら購入してほしかったんだということでございます。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） ということは、一番最初に、この処分場をつくるときに買収のお願いをしたけども、買収のお願いじゃなくて町のほうから賃貸で貸してくれということで、最終的には買うということは言うておられるんですか、その辺はどうなんですかね。

議 長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 今のご質問は、建設当時に、最初は賃貸だけでも、後々、買うよというふうなことを町が言ったかどうかということでございますか。それは、お話としてはないです。最初から、もうずっと賃貸でということでございます。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） なら、あと7年のことなら、これ年間で6万6,500円、7年、多くみて10年としたって65万円です。それに対して、これ購入になると600万円ですが、なぜ、その7年の中で、原状復旧というのは、私は、よう調べてもらったほうがいいと思いますけど、置いていてもかなりの、10分の1ぐらいの値段で済むんですけども、なぜ今になって買うてほしいということに、例えば、線下補償であるとか、課税分であるとか、そういった条件を、もうほとんど最優遇の中で購入しなければならないというのは、全く理解できませんけども、なぜ、あと10年ぐらいのことで、この買収というか、購入に踏み切られるわけですかいね、その辺もう一度お願いします。

議 長（赤松孝一） 暫時休憩します。

もうお昼に近いのでありまして、このまま午後に始めますので、13時20分から始めますので、よろしく願いいたします。13時20分です。

(休憩 午前11時49分)

(再開 午後 1時20分)

議長(赤松孝一) それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

すみません。お昼から、午後の本会議ですが、杉上議員のほうより体調不良のため欠席という届け出が出ておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速でございますが、答弁から始まりますので、朝倉住民環境課長。

住民環境課長(朝倉 進) 貴重なお時間をいただきまして、申しわけございません。

午前中の質疑の中で、家城議員から原状復旧の関係、法的にどうなのかという点と、なぜ今、購入する必要があるのかという2点につきましてお答えをさしあげます。

まず、原状復旧の関係ですが、賃貸借契約書には規定がありませんということは申し上げたとおりでございます。法的なことを申し上げますと、民法の598条に借り主は現状に復することができるということで、努力規定でございます。ですので、法的には絶対しないといけないよという規定はございませんが、所有者の方から、今までの協議の中で、土地の形状も大きく変わったと、今さら返せとは言えないけれども、賃貸借期間が終わったら原状復旧してもらわんと困るということをおっしゃっているということでございます。

それから、なぜ今、購入なのかという、その必要性についてでございます。先般、文教厚生常任委員会の現場視察がありましたときに、簡単な地図をお渡ししております中で、その地図をごらんいただいたら、委員さんはわかりますんですけども、この2筆の土地の一部は埋立地の法面ですね、法面も含めての部分少しかかっているということでございます。原状復旧するとなりますと、既に埋め立てにかかっているところもありますので、復旧方法にもよりますけれども、掘り起こしですとか、シートを撤去するだとか、いろいろなことで費用がかかるということが一つございます。

それと、現在の予想では、あと7年で満杯になるというふうなことの中ではありますけれども、通常、今、先ほど埋め立ての話をしました。埋立地が満杯になって、そこですぐ終わりかということ、そうではなしに、水質の関係ですとかを管理していかんとあかん関係で、今のほかの処分場なんかを見てますと5年、10年は水質が安定しないということもあります中で、引き続きそういった期間については、もし借用ということでありましたら、それは続けないといけないだろうなというふうに思っております、いうふうなことの中で、今、この時期に購入をさせていただきたいということでございます。

議長(赤松孝一) 家城議員。

9番(家城 功) 大体、ご説明をしていただいて、わかる部分とわからない部分とありますが、これ面積も表に書いてございまして、田んぼでいう1反当たりの単価にしますと240万円ぐらいの金額になります。これ、もちろん田んぼではないんで、田んぼと比較するのが果たしてという気持ちもありますが、大体、田んぼで1反、今、ええ田んぼでも60万円ぐらいでは買えるんじゃないかなと、ましてや山林に関してだったら、1反当たり10万円もかからないんじゃないか。そういった中で240万円という単価が、この表の計算の出し方からしますと、どうしても町が

必要なので売ってほしいというような買い方なんです。この議会でも遊休地、また、町有財産については、できるだけ売れるものは売って処分をした中で、スリム化を図ってこうというような意見が非常に多く出ておる中で、先ほどの説明で、シートがどうのこうのとかいう話もありました。継続して水質が何だかんだという、例えば30年、これを借りたとしても600万円にはなりません。そういった思いの中で、果たして、この600万円というのが本当に妥当なのかという思いは思っております。

できましたら再度、その辺の確認をしていただくことを、私はお願いをさせていただきたいですし、この件については、どうも納得がいかないということを申し上げまして質問を終わります。以上です。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

1番、野村議員。

1番（野村生八） それでは、商工観光課長に質問をいたします。

織物の技術革新ということで、補正予算が出ています。これについて45台ということでお聞きしましたが、そもそもこれがどういう事業で、そして、今までの経過と、それから当初予算を組むときに、どういう基準で組まれたのか、これらの点についてお聞きします。

議長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。織物技術革新事業費補助金でございますが、現在の力織機のダイレクトコントローラーというコンピューター装置がございまして、従来ですと3.5インチフロッピーを柄ごとにカチャカチャカチャカチャ入れかえまして、柄を入れかえながら、織りながら1反を仕上げるというような工程でございまして、その3.5インチフロッピーのもの自体が、もう減少し、製造がされていないという中で、USB対応に、それがなってきました、それへの対応につきまして補助金、そのUSBにかわりますと、そのデータを一旦、入れますと1反が織り上がるというようなものでございまして、それによって、織物のスピード化ですとか、それから高度化等につながるということで、平成23年度から3年間の時限立法によりまして、補助金を3分の1以内、上限9万円ということで創設をさせてもらいまして、この平成25年度が最終年度ということでございます。

今年度、当初予算では約22台分、200万円を見込みまして、当初予算を組みましたけれども、最終年度ということで、本来ですと40台程度を見込みたいということでは思っておりましたが、当初20台ということで見込みまして、そして、事業が今年度、入りまして需要が多く、要望として追加で45台ということで、今回205万円の追加をさせていただいたものでございます。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1番（野村生八） 決算の資料にもありまして、平成23年が19台で、平成24年が40台ということで、今、言われた、本来、予算で40台をみたかったというのは、ここから言われているのかなというふうに思っています。

住宅改修助成度もそうですけども、こういう形で、これ町単費なんです、町単費ということで大変なしんどい予算の中ではありますけれども、こういう事業を組まれて、これがですね、予想以上に住民にとって大きな効果があるということで、申請が多いと。町にとっては、こういう

形で予算を多く出費しなければならないということではありますが、こういう町の予算がふえる、こういう形でふえるということ自身は、非常にいいことだなというふうに思っています。まさに、こういうことこそが行政がですね、取り組むべき大事なところだろうというふうに思っています。

これは町長にお伺いしますが、この辺のですね、こういう形で、補正で、さらに予算を確保すると、積極的に限度額を決めて、そこで終わりということじゃなくて、申請について全額補正、住宅改修もそうでしたが、そういうこと、そういう姿勢というのは非常にいいことだと思うんですが、町長のお考えをお聞きしておきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 町の考え方の一つとしましては、やはりそうした産業振興につきましても、下支えのできる、そうした視点でもって進めていくと、やる気のある人、やってほしいというものについて、できるだけ町も応援をしていくという姿勢で考えております。

こういった小さい事業は目立たないんですけれども、やはりこの地の一番大事な産業である織物業を支える上では、小さいけれど大きな力になるものだというふうに思いますので、今回、こういう期限を切った中でのあれでした。なかなかいつまでもということにはならないかもわからないんですけれども、やはりそのときそのときの事情を考慮しながら、支援できるものについては、できるだけ応えていきたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） そういうことで予算が使われるということは、住民が求めていた、そういうことに対しての制度がつくられたということだろうというふうに思います。

ただですね、一方で大事なのが、行政にとって大事なのが公平性という観点ですね。私は、最近これが非常に難しいなと、公平性を確保しなければならないということで、今、町がすべきだと思うことでも、それが担保できないので、できないという、そういう事例も生まれてまして、その辺が、どこでどう判断するかということは難しいなというふうに思っております。

これについても、先ほどから言われているように、3年間の時限立法ということになっていきます。これは1台、いろんな改修の仕方があって、かなり金額のはる場合もあれば、安く済む場合もあるというふうにお聞きをしましたが、町内の機が減っているとはいえですね、ことしの分をプラスしても100台少しという状況なんですけど、これは現在、本来、こういう形で改修して、引き続き織物業者として、こういう形で事業を継続してもらうために必要という意味で言えば、何%ぐらい、これで、今年度3年間で、この改修が進んだのか、こういうことについては把握ができていんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 申しわけございません。全体の台数の中での把握はまだできておりません。

それから、先ほど少し席のほうでうなずかしてもらってたんですけど、町単費という部分の中では、平成24年度では未来戦略のほうで2分の1程度の補助をいただいております。そういう中で、少し産業振興会議の中ですとか、商工会の企業部の方などのお話の中でありまして、いろんな議会でお話をさせていただきますと、技術的に織物を何とかしたいという方がございまして、そういう頑張られる方への支援、織物についての支援という意味で、いろいろと調査をしておりますので、そういう中で若手の方なり、この補助制度を活用いただいて、何とか頑張ってい

きたいということもお聞きをし、また、若手の方でいろいろな組織に入られたり、組織をつくられたりして丹後の織物、ちりめんを広くPRをしていかれているということもございまして、そういう中では、織物業を何とか維持といいますか、継続していきたいという面で補助のほうが、今年度で終わりですけれども、させてもらってます。

今後につきまして、平成26年度からの何かまた織物にかかるといいますか、織物業への、また支援も考えていく必要もあるのかなというふうにも思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 織物業への支援は一般質問の町長の答弁で、できることをしていきたいということでしたので、支援を考えていくのかどうかということではない、もう支援をしていきたいというのが答弁だったというふうに受けとめています。

織物業の、この支援というのがですね、なかなか何をすればいいんかということが、私は非常に難しくてですね、そういう点では、こういうふうにも実際頑張っておられる方が望んでおられる制度であれば、これは引き続きするということが大事ではないかなと思っております。

この点についてですね、町長、今は産業振興会議で、みずから一生懸命汗を流して頑張ってくださいということになっています。産業振興会議にですね、一度こういう点について、今後のあり方、この制度のあり方について聞いていただいてから、最初から3年だからやめということではなくて、そこでもう一度練っていただくということが大事ではないかと思いますが、いかがですか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） そうしたことも一つの方法かと思えます。また、担当課のほうでも、それらを含めて、産業振興会議の中で、いろいろと考えていただくようなことも提案がしていきたいと、していくことも一つの方法だと思えますので、課のほうでも整理をさせたいと思えます。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 今年度で終わりということですので、もし続けるのであれば、途切れることなく取り組んでいただけるように、今年度中に検討していただけたら、一番いいのではないかと思いますので、これは商工観光課長のほうでよろしくをお願いします。

次にですね、やすらの里が新しくできましたが、早速、溢水状態が生まれているということで、過日の一般質問の中でも取り上げられました。この点について建設課長に質問をいたします。

今回の補正で測量調査というところの補正が出ているわけですが、そもそもこの施設建設するに立って、ここの排水路、排水をどういうふうにするかということは十分検討していただいたというふうに思っています。

現状になっている排水の仕方とですね、ほかにもっとこういう方法があるのではないかという形で、いろいろと検討されただろうと思うんですが、その検討の中身というのが、まずお聞きしておきたいと思えます。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 説明をさせていただきたいと思えます。議員のほうに、こういうふうな図面が出ているというふうに思っております。このやすらの里の周辺の排水計画につきましては、加悦奥川に放流をかける部分が2カ所ございます。1カ所は、西側の幹線水路がございまして、そちら

のほうに排水する部分がございます。これは、従来、ここのところから、よく水がつくというふうなこともございまして、3年ぐらい前だったというふうに思っておりますけれども、その部分を大々的にかさ上げをさせていただいて、そちらのほうに放流をかけるというのが基本的なスタンスで思っております。

それから、もう一方は、今、農業用水兼側溝というふうに、赤いやつで書いておりますけれども、そちらのほうにも放流口がございます。これはちょうどその放流口の近くに田んぼがございまして、その今の、やすらの里の途中から取水口がございまして、そちらのほうから町道の側溝を利用して、田んぼに用水路として取水をしているというふうな二つの水路がございます。

もともとの設計といいますのは、この幹線の排水路のほうに排水計画をするということで、計画をさせていただいております。ここの部分につきましては、二つの既設の幹線水路がございまして、そのこのところが合流した部分が、ちょうどこのやすらの下の従来、旧加工場のときにつくった水路のほうに落ちるというふうな構造になっておりまして、今回、両方から流れてくる水の部分が、こちらのほうに、旧の加工場の水路のほうに来た関係で、我々が計画をいたしました町道沿いの水路、あるいは、裏側の進入路の水路、その部分も一緒に幹線水路に流すというふうなことを考えておりました。しかし、議員もご承知のように、今の加工場から流れて来る水量が大変多いと、そういうふうなことから、ここで町道側のほうから流れて来る側溝のほうに、もう水が行かない、いわゆる流量が多いことによって、水が排水ができないというふうなことが生じまして、2件のお宅の部分につきまして、浸水をするというふうな状況になったというふうに思っております。

これにつきまして、今後、例えば農業用水のほうに流すのがいいのか、あるいは、また新たに加悦奥川のほうに放流をかけるようなことを考えるのか、この点について、今、検討させていただいております。やはり全ての部分を幹線水路に流したことが、今回の、そういうふうな、その付近の皆さんに不安を与えるというふうな結果になったものと推察しております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） まず、お聞きしたかったのは、現状の排水の仕方以外に、こういう排水の方法もあるということを検討されたかどうか、今の農業用水路のほうに流すということも検討した中で、現状を選択されたのかどうか、ちょっと今の答弁ではわかりにくかったので、再度お願いします。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） すみません。説明不足でございました。従来、今の幹線水路のほうに流すということで計画をさせていただいておりますので、こちらのほうの格好で流させていただいております。今、農業用水のほうに流すというふうなことは路面的にも、こちらの農業用水のほうが、いわゆる地形上の話からいうと路面のほうが高いわけでございますので、そちらにというふうなことは、最初の、このつくる時点では考えておりませんでした。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 現状しか選択肢としてはなかったという答弁だと思うんですが、それにしてもですね、今回、浸水したというのは十分調査し、設計されたんだと思うんですが、予想以上に雨量が多く降ったので浸水したのか。そうではなくて、通常の、予想の範囲内ではあるけれども浸水

したのか。もしそうであるならば、この設計そのものに問題があったのではないかと思えるんですが、それはどのようにお考えでしょうか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。おっしゃるように、今の既設の旧加工場にあった水路の部分が、我々が思っていた以上に、どういうんですか、合流部分からの水路が流れる量が多いというふうな事になったというふうに思っております。ここの部分について、もう少し、例えば堰をとめるだとか、そういった方法も考えればよかったというふうに思っておりますけれども、これは言いわけになるかもわかりませんが、この水路というのが大変長い水路になっております。もちろん、この下流側でも加悦奥川に放流をかけるというふうな放流口がございますけれども、水路を管理されとる方が、いろいろとたくさんございますので、その地点、その地点で、どういうんですか、水の取水ぐあいを見ながら管理をされるというふうなこともございまして、なかなか今の上流なり、また、そういったところで水の管理ができないというふうなこともございまして、今回、こういうふうな事態になったというふうに思っております。

したがいまして、この部分につきましては、新たな部分の放流口なり、あるいは今の既設の農業用水の放流口で間に合うのかどうかというふうなことを再度点検をさせていただいて、早急に改修を進めていきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 大雨が降ったときの、この合流点の水位というのが予想以上だったと、予想を超えた大雨ではないということですね。そういう言い方されませんでしたので。そういう点ではですね、十分な、そういうことの調査がなかったということが原因なのか。いわゆる避けようのない、こういう事態が起こったということではなくて、十分そこら辺を調査し検討すれば、今回のようなことにならないような違う方法がとれたというふうにお考えでしょうか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。十分な精査ができていなかったのかどうかというふうな点になれば、今の合流点の部分で、もう少し水を、例えば遮断するだとか、そういったことも考えるべきだったのではないかというふうに思っておりますけれども、現地の構造なり見ていきますと、なかなかその部分が大変だというふうに思っております。

確かに、ここの部分を遮断すれば、この水が流れるんだというふうなことはできるだろうというふうに思っておりますけれども、そうすると、この下流側の部分で、また、あふれるというふうなこともございますので、ここだけのところで排水の部分だけを、やすらの里の部分だけの排水を再度考える必要があるだろうというふうに思っております。

いろんなことを想定させてもらっての中で、今回、その付近の人に大変ご迷惑をおかけしておりますので、この点につきまして8月29日だったというふうに思っておりますけれども、この被害に遭われた方、あるいは、そういった方にお尋ねいたしまして、今後の対応、あるいは緊急的な対応の部分につきまして説明をさせていただき、また今後、このようなことがないようにというふうなことで我々も改めて設計をやらせていただきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 今回の調査で改善策として言われたのが、この図面では右側の農業用水路のほう

側で、加悦奥川に排水できないかということのようですけども、最初の設計の段階で非常に困難ということで、現状のほうを選択されているという点では、例えば、その辺がですね、ここにすること自身も課題が、やっぱり大きな課題があるということになりますね、先ほどの答弁で言えば、そういう点ではですね、その辺しっかりと、こんなことのないように十分な、今回は調査をしていただいて、対応策については取り組んでいただく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） この付近の皆さんには、本当に、この施設ができたことによって、排水の関係につきましては、ご迷惑をおかけしておるというふうに思っております。

今後、このようなことがないように、改めましてきちっとした、もう一度、水理解析をいたしまして、このようなことが起こらないような格好で改修をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 水というのは、本当に難しくてですね、こっちをとめれば違うほうに回ってですね、違うほうが浸水するということがですね、これはよくある話ですね。そういう点ではですね、町の行政がする仕事でですね、浸水対策をして、今まで浸水していなかったところが浸水することになれば、これは一層大変な問題になります、十分慎重にさせていただきたいし、一方では早急にしていただかねばならないという、難しいと思っております。

いずれにしても、今回、なぜこういう事態になったのかという、この原因をですね、しっかり検証するという、このことが非常に大事だというふうに思っております。流れでということではなくて、なぜこういうものが、正しいと思いつくたのに、こうならなかったのか、そこに至った経過に、どこが問題があつてこうなったのかということをしっかり検証するということが、今後ここだけではなくて、ほかの地点での取り組みも含めて生きてくるだろうと思っております、そういう形での取り組みをしていただく必要があると思っております、最後にお聞きしておきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） おっしゃるとおりだろうというふうに思っております。我々も経験値というふうなものやら、そういった水利計算上の話で、水路の断面なんかを決めさせていただいておるというふうに思っておりますけれども、このように幹線水路が長い部分につきましては、大変維持管理も難しいというふうなこともございますので、今後、もう少し広域的なことも考えまして、そういった対応を考慮しながら、設計の部分に当たっていきたいというふうに思っております。

本当に、今回、あの付近の方には本当にご迷惑をおかけしたというふうに思っておりますし、できるだけ早く設計をさせていただき、また、地域のほうと、うちの計画案なり、そういうふうなものを、たたき台を出させていただき中で、十分に調整をさせていただいて、早急に改良に入らせていただきたいというふうに思っております。

1 番（野村生八） 終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑は。

3 番、有吉議員。

3 番(有吉 正) それでは、補正2号の質問をさせていただきます。

今、野村議員から質問があった、やすらの里の水路について質問をさせていただきます。それこそ、一般質問でも、2人ほどの議員から、あの浸水対策についてはあったらというふうに思います。

まず、建設課長にお伺いするわけなんですけど、この説明資料の中で赤い農業排水路ですね、農業用に行く排水路、農業用の農地に行く水路があるわけなんですけど、これは以前ね、いろいろとお世話になって、ここの水路からも、いわゆる浸水が起きたといったようなことがあったというふうに思っております。このたびの、建設課長に聞くわけなんですけど、今度の浸水の被害が7月30日から8月の初めにかけて、たくさん、資料では、ほかの資料とあわせても起きるとるわけなんですけど、これ一つ大事なことで確認をしとくわけなんですけど、農業用の井堰が、この水路の下にもありますね。北側の水路の先ですね、やすらの里のここですね、ここの井堰は、まだ農業水路、農業にも水を取っておられたわけなんですけども、誰が悪いとか、これが悪いとかいうんではなしに、確認するために聞くんですけども、井堰があったのではないかなというふうに思っております。ちょっとその辺、確認をしておきます。

議長(赤松孝一) 西原建設課長。

建設課長(西原正樹) 説明をさせていただきます。今、この農業用水の関係で、以前、この取水口のところからあふれまして、それが、この直線上に行きまして、その直線上の宅地のほうに被害があったというふうなことでございまして、そこの部分につきまして、なかなか夜間には管理ができないというふうなことの申し出がございまして、そこの部分につきましては、一定かさ上げをさせていただいたということでございまして、今、そこからの、それ以降、ここからあふれてきて、家屋のほうに被害があったというふうなことは聞いておりません。

議長(赤松孝一) 有吉議員。

3 番(有吉 正) ただ、先ほど、質問いたしました、今回の8月初めだろうと思うんですけども、その浸水が起きたわけですね、この南側に、ここの南側に、この既設の水路、京とうふの工場との間の水路、そこに大量の水が流れ込んだということもあるのではないかなと思うわけなんです。それで、やすらの里が整備されたことによって、屋根の雨水だとか、あるいは駐車場の雨水等も合わせて、水の被害につながったろうと。

私も文教厚生委員会で、今度の議会の最中ですけども現場へ行ってきました。そのときに、旧加工場のところの水路というのが、京とうふとの、工場との間の既設の水路にはふたが、取ったり外したりできるふたがあったように思うわけなんです。いわゆる先ほど野村議員もおっしゃっておられた、あっちを立てればこっちが立たずみたいな非常に難しいところを、今後やっていただかなければならないなというふうに思って、私なりの考えや現状も知るためにお聞きするわけなんですけども、ですから、先ほど言いました農業用の堰板、北側ですね、そことの兼ね合いもあるのではないかなと、大量の水が入ったということは、京とうふとの間の既設の水路に、そこら辺のところをちょっと聞いとるわけなんですけど。

議長(赤松孝一) 西原建設課長。

建設課長(西原正樹) 説明をさせていただきます。今、確かに、この8月の終わり時点では、田んぼに取水をするための、多分、井堰があったというふうに思っております。ただ、その井堰の部分が

影響したというふうに、私は推察はしていません。やはりどういうんですか、ちょうどこちらのほうから流れてくるというのは加悦奥の公民館のほうから流れて来る水路がございまして、こちらのほうが、駒田というふうな地域のほうから流れて来る部分でございまして、ここがちょうど合流する部分が、今の旧加工場のところの既設の水路に入って来るということでございまして、このあと、臨時的にとめるというふうなことを今、我々としてはさせていただいておりますけれども、そうやって水の管理をしていくというのが大変重要になってくるんかなというふうにも思っております。

ただ、この下側の部分がずっと下流に行きますと、JAの加悦支店のほうまで行く水路になっておりまして、そこで何か所が水を落とすことができるようになってますけれども、さっき申し上げましたように、その地域その地域で、この水管理をしていただいとるというふうなこともございますので、今のこのちょうど旧加工場の水路の部分というのが、なかなか管理が誰もされていない水路でございまして、ここの部分が、そういうふうな合流をすることによって、この今の旧加工場のほうにやってきたというふうに思っております。

これに伴いまして、ちょうど直角の90度で曲がったようなことになっておりますので、その部分によって、この町道沿いのやすらの里のほうから流れてくる水路の部分が飲まなくなって、それがあふれて、そのことによって道路横断をして、こちらのほうの家屋のほうに来たというふうに、私は推察をしておりますので、まず、間違いないというふうに思ってますし、ここの部分をどういう格好で、例えば農業用水の水路のほうに落としても大丈夫なのか、そういったことも今後、水理解析上必要になってくるだろうというふうに思ってますし、そこが無理なら、どこかにやはり放流口をつくって、この放流をするというふうなことも一つの考え方なんかなというふうに思っております、この近くの皆さんのほうに、本当に怖い思いをさせたというふうに思ってます。

やすらの里ができたでというような、そういうことになると大変申しわけないなというふうにも思っておりますので、うちの当課といたしましては、早急に、ここの部分の排水計画につきまして、再度そういった見直しも含めて検討させていただき、できるだけ早く改修工事に着手ができたならというふうに思っております。本当にご迷惑をおかけしています。

議長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） この件に関しては、最後の質問とさせていただきます。ただ、私は農業、水というものは、これ農業用にも使わんな。しかし、大量に大変すごい雨が最近よく降るわけですけども、その処理にも困るとい、非常に難しい中をやっていただかんなんということになるわけですけども、私、先ほど言いました農業用堰板も、私は多少とも絡んでおるんじゃないかなと、あった場合。

それで、これ一つまた、ご検討もしていただきたいと思うんですけども、これ3月議会の資料をちょっと引っ張り出してきたんですけども、この3月議会の予算の資料なんですけども、農業費で算所水路8カ所、堰板の直す、堰板で引っ張れる1メートルぐらいの水路が、大雨が降ると手では取れません、だから、そうかというて、手で回すね、これがまた高いというふうに聞いております。私が一番ええのは、そういったやつで、一定以上水がふえると自然転倒するのがええんですけども、なかなか現実的に、それをつくるというのが難しいと、お金がかかり過ぎて、特

に農業関係ですと、受益者負担金が要るとかなってくると、何百万とかかってくると、ですから、これが8カ所で予算がついておるわけなんですけども、ぜひ私は、ここも建設課とも相談いただかんなんと思うんですけども、こういった、これはチェーンで上げるようになってますけども、岩屋では同じことをロープでやっておられる方もあります。確かに、それでやると上がります。1メートルぐらいの水路でも、ですから、こういったことも必要ではないかなというふうに思っておりますので、農業用堰板として、今度の3月予算でやられたような形でやっていただけたらなど、予算が余っておるのかどうかわかりませんが、これは来年の、また4月から5月までにできたらええことですので、今は堰板、要りませんのでね、この辺はちょっと農林課長にもお願いしておきたいなど。ただ、これが要るかどうかということは、また別個ですけども、私は必要ではないかなというふうに思っておりますが、もしご答弁できましたらお願いします。

議 長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。算所で事例を紹介をしていただきましたが、今回につきましても農地が宅地化をしていって、だんだんそれが逆転をしていっとなるような箇所が、その堰による宅地への被害ということにつながっておるんだというふうに認識をしております。

今回の加悦の部分の堰につきましては、なかなか農林課の見解ということでは申し上げにくいところがあります。というのは、やはり受益者の方が、どのようにお考えなのかということが一番、第一にありますし、それと今、建設課長も申し上げたと思いますけれども、今の堰ですね、今の堰が及ぼす影響がどのような程度なのかということにもかかわってくると思いますので、そういったことがありますけれども、必要であるとなったり、また、そういったご相談なり受けた際には、農林課としては、それなりに対応といいますか、をさせていただきたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 今、農業関係と水の浸水災害といいますのか、大変、私も農業もやっております、地域でいろんな声も聞くわけなんですけども、岩屋でも、こういった問題はあるわけでございます。そういった中で、もちろん新しい水路をつくるということも当然、検討をしていかんなんですけども、やはり誰が知恵を出し合って、みんなで守っていくと、人のせいにするのではなく、そういったことが大事ではないかなというふうに思っております。どうかよろしくお願いします。ありがとうございました。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

16番、谷口議員。

16番（谷口忠弘） それでは、補正の第2号につきまして、所管以外のわからないところがございまして、何点か質問をさせていただきます。まず最初にですね、ページ数でいくと14ページになりますけども、歳入でありますけども、染色センターの物品等の売上収入20万円と上がっておりますけども、これは一体何なのでしょう。まずその点が一つ。

それと、歳出のほうで24ページに染色センター管理運営事業で12万5,000円ですね。この二つが、共通があるのかどうかわかりませんが、これについて、まずご質問したいと思います。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。まず、歳入14ページ、染色センター物品等売上収入でございます。これにつきましては、委託加工などの収入の部分がございまして、20万円を計上をさせていただいております。これにつきましては、大ざっぱに言いますと、のれんでありましたり、のぼりでありましたりというような、そういった委託の加工分の収入でございます。

それから、24ページの染色センター管理運営事業の12万5,000円のうち、この委託料の分でもよろしかったでしょうか。委託料の加工委託料というのが、この講習会や委託加工で、いわゆる丹工への湯のしというんでしょうか、そんなような加工賃の経費が多くかかってきておまして、その分の加工委託料の増加でございます。需要と申しますか、受注が、発注が多くなりまして、委託料のほうも増加してきたということでございます。よろしくお祈いします。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） この染色センターはですね、そもそもの設置の目的というのは、織物製品ですね、付加価値をつけて、完成品の産地を目指すということで染色センターが設置をされました。

それと、また染色技術の技術者の養成ですか、これも大きな目的だと思うんですけども、その当初の目的である高付加価値をつけて、完成型の産地を目指す、この大きな目的があったように思うんですけども、平たく言えばですね、例えば、白生地を織物屋さんが持ってこられて、それを染色センターで染色をすると、それが完成品になって、その織物業者が、いろいろなところに販路を広げられてですね、ほんで収益を得られると、そういう完成型の商品ですから、利益率も高くですね、非常に地域には貢献するようなものであると、こういうことだと思うんですけども、その所期の目的がですね、一体、今現状ではですね、この目的に沿った趣旨としてはですね、どれぐらい、このセンターが活用されているのか、数字ではなかなか表せにくいかわかりませんが、ちょっと現状をお聞かせください。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。現状は、いろいろな着物の製作講習会ですとか、のれんとか浴衣とか、そういう製作の講習会で一般の方の受講と申しますか、広く染色に、染色の体験をしていただいたり、技術を習得していただいておりますと、それから業者の方で、中には自分の反物というんでしょうか、そういったものを染色にいられて、それをまた商品化されて製品にされておるといような方もおいでになられたり、染色の見本というんでしょうか、どんな感じにこの生地は染め上がるんだというふうな、そんなようなことで訪れられたり、相談にいられたりと申すこともあるように聞いておまして、少し数字は、手元にはございませんけれども、そんなような格好で、結構多くの方にご利用はいただいておりますが、なかなかそこから先の、議員さんおっしゃいます高付加価値のかかった商品として物販がされているというところの部分、もう少し私も確認をする必要があると思っております。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） 今現在ですね、基本的には、前に町長もおっしゃられましたけども、着物離れということですね、需要は停滞しているというのは一つは大きな原因だというふうに思うんですけども、もう一つは、最近の消費者の目というのは、大変厳しい目があるわけですけども、要するに売れる商品ですね、プロの商品づくりというのが非常に大切になってくるのではないかなと思うんですけど、そうしたときにはですね、非常に高い技術力とかセンスとか企画力とかですね、

そういった技術が非常に必要になってくるというぐあいに思うんですけども、そういった人材の養成というのがね、この設置の目的の一つにもありますけども、そういうものがなされているかどうかね、そこのところもちょっとお尋ねしたいというぐあいに思います。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。現在、染色センターには、技師が一人おりまして、それとは別に技師の補助ということで、技術を習得といいますか、指導できるような段階になればということで、今、4月からもう1名、臨時で技師的な補助員を置いております。

そういう中で、議員さんおっしゃいます技術の習得というところでは、講習会等をしておりますけれども、それは一般の方のレベルアップ的な、趣味的な部分が多いのかなというふうには思っております、そこら辺も最近立ち上がりましてけれども、織物技能訓練センターの運営委員会も立ち上げまして、そこでの研究といいますか、させていきたいと思っております、その中にも、その染色センターの技師も入れまして、そういう中で織物技能訓練センターと染色センターをあわせまして、そういうところでのレベルアップでしたり、技術のアップを目指すような形を、また検討させたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） 何回も言うようですけども、所期の目的がですね、十分に果たせていないというのは、いろんな原因があるんだろうというふうには思うんですけども、結論から言いますとね、染めの技術が足らなかったのか、要するに一般の消費者に受け入れられるような商品づくりができなかったのかですね、それとも、そういうものができたけども、小売店や直接、消費者へのですね、販路が全くなかったと、こういうことなのかね、その辺の分析というのは、どうされているんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。旧町時代には、染色センターで、いろいろな商品をつくられて、それを広く物販をされておったというようなお話は聞いておりました、現在でも、その商品等の残っておりますといいますか、所有しております商品につきまして、今では京丹後市網野町にございますアミティ丹後のほうで物販のほうはいただいているというような現状でございます。そういう中では、議員おっしゃいます部分では、なかなか分析等はできていないのが現状でございます。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） 当初の目的のですね、総合産地化というのは大変すばらしい試みだなというぐあいには私は思っておるんですけども、なかなかそれが実を結んでないということです。

ご存じのように、商品の流通業というのは、大変激減をしておりますね、例えば、いまや製造直販なんていうのは当たり前です、昔やったら、流通でいくと問屋があって、小売店があって、消費者に手に渡ると、こういう流通ルートが普通だったんですけど、いまや製造直販という形がですね、非常に多岐にわたって行われております。そういう意味ではですね、大変目のつけどころがよかったのは、よかったのではないかなというふうには思っております、そういう意味ではですね、そういう時流に乗っているのではないかなというぐあいに思います。その代表格みたいなものがユニクロとかですね、今、靴の業界のABCマートとかですね、ああい

う業界だというぐあいに思います。

そういう意味ではですね、販路がなかったのが一番大きな原因ではなかったかなというぐあいに私自身は、ちょっと認識をしております。しかしですね、こうなった以上というふうな言い方は悪いかもわかりませんが、私は頭をちょっと切りかえていただいてですね、先ほどちょっと言われましたけども、子供たちとかですね、ちりめん街道とかですね、そういうところに訪れる方の観光客なども含めてですね、体験学習の場として活用するというので、観光や学習に大いに利用してもらうというような形での、頭の切りかえをしたほうがいいのではないかなというぐあいに思います。駐車場もですね、700～800万円でしたかね、かけてきれいに舗装工事もできておりますので、そういう観光目的で大いに利用すればいいのではないかなというぐあいに思いますけども、その辺のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。議員さんのおっしゃいますとおり体験観光という部分、それから小学生からの体験という部分では、保育所ですとか小学校、中学校、高校等が染色センターで実際に夏のTシャツなんかに染色をしまして、オリジナルのTシャツで運動会、体育祭などを体験をさせていただいておるといふようなところでは、かなり過去からやっておられるというふうに思っております。

そういう部分と、それから体験観光ということで、染色体験ということで、現在、大学生の方をはじめ、多くの方に訪れていただいております、自分の思う色で、その染色を体験させていただいて、オリジナルの商品を持って帰っていただくと、自分のつくったものを持って帰っていただくというところで、これからといいますか、今も取り組んでおりますけれども、町内のいろんな、ちりめん街道をはじめ施設と連携をしながら染色を体験したり、いろんなものを見たりということで付加価値をつけていきたいというふうに思っておりますので、ご意見ありがとうございます。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） それではですね、次にですね、歳出の18ページの有線テレビの放送整備の事業についてお尋ねをしたいというふうに思います。この有線放送の事業はですね、旧加悦町が先行して行ってございまして、合併後はデジタル化の流れですとか、また、新町の一体感の醸成など、有益な事業と判断して、多額の費用をかけて行った事業であります。

平成21年より加入の申し込みが始まりまして、加悦地区においては、伝送路の光ファイバー等、メタルを使ったHFC方式からですね、各家庭までの光ファイバーをつないだFTTH方式にかえて、全町均一した有線放送の設備が完了したわけであります。今回、補正で1,400万円、これは事業の成否を左右すると思われる、加入率の促進に伴う新規加入者やプラン変更に伴う工事費や機器の購入に充てての費用というぐあいに聞いておりますけども、この1,440万円、新規加入者をですね、どれぐらい見込んでおられるのか、また、プラン変更ですね、これはどれぐらいあるのか、その辺の予算についてどう見込みがあるのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） お答えをさせていただきます。18ページにあります有線テレビ施設整

備事業の中1, 444万1, 000円の補正の内訳でございます。

13節の委託料ということで844万円計上をさせていただいております。これにつきましては、有線テレビ引き込み工事委託料ということで、50件分の引き込み工事ということと、それから宅内工事、これも50件分になりますけども、ONUの設置工事、FM告知端末機の設置工事とあわせて長距離、今回の場合は古墳公園ですけども、大型の引き込み工事、延長がかなり長くなっておりますので、大がかりな引き込み工事となりますが、その費用を合わせまして844万円という数字になっております。それから、備品購入費でございますけども、告知端末機購入費ということで、今回50台分、FM告知端末機の増加分をお世話になりたいと思っております。それから、送受信機設備機器につきましては、軒先につけさせていただいておりますONUでございます。VとDの2種類のONUがございますが、それぞれ今回50台ずつお世話になりたいというふうに思っております。

新規の申込件数でございますが、ことしの4月から8月末現在までの数字で76件新規加入の申し込みをいただいております。昨年度、1年間では92件新規申し込みがございました。今回は、まだ5カ月でございますけども、76件と、かなり大きな申し込みをいただいております。当初では50件分を予算化、計上させていただいておったんですけども、それでは足らなくなって、今回の補正予算をお世話になるということになりました。また、プラン変更もたくさんございまして、AプランからインターネットができるBプランへの変更が28件、また、音声告知だけのDプランからAプランなりBプラン、あるいはCプランへの変更が30件、それから休止をされておった世帯がAプランとかBプランに、有料世帯にかわった場合、それが18件ございまして、合計いたしますと、プラン変更でも48件のグレードアップといえますか、有料増加分がございまして、今回の機器の追加購入ということでお世話になりたいと思っております。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） 当初はですね、事前の申込者とかですね、早期の申込者に対してはですね、例えば加入料が無料であったりとかですね、引き込み工事の負担金がゼロとか、宅内配線工事の負担に対する補助とかですね、こういうものがありましたですね。この新規申込者に対しても同じような補助が受けられるのでしょうか。

議長（赤松孝一） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） お答えをさせていただきます。一番最初、当初の工事につきましては、宅内工事につきまして補助をさせていただいておりました。今回の追加工事の場合におきましても、音声告知までの設置工事費については町の負担でさせていただいております。また、引き込み工事費につきましても、町の全額負担でさせていただいております。また、有線テレビ、当初の加入料につきましても免除ということでさせていただいております。それで、加入申し込みをされたご家庭の負担につきましては宅内の工事、テレビですとか、インターネットを利用される場合の宅内工事費のみのご負担で加入していただけるというふうになっております。

条例上につきましては、これは当分の間というふうなことで免除とか、町の負担工事ということになっております。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） ということはですね、当初の申込者と何ら変わりのないような待遇というか、優

遇が受けれると、こう判断させていただいてよろしいんですね。

それとですね、もう一つは加入率につきましては、一般質問の中で、家城議員の質問の中で85%と、現在というふうにお聞きをいたしました。今回、予定しておるのは50件ということですので、この50件を、もし加えるとですね、加入率がどれぐらいになるのか、その点についてお尋ねいたします。

議長（赤松孝一） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） お答えをさせていただきます。8月末現在で、一般質問にもございましたように、86%という加入率でございます。今回、50件加わりますと0.数%、ちょっとすみません、今、計算できませんけども、上昇するというところでございます。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） 私もわかっておりましたけど、これぐらい加入率が高いとですね、50件伸ばしただけでもそんなにね、パーセンテージが非常に上がらないということになるだろうと思います。

それとですね、平成21年3月に地域情報化計画という計画書の中で、プラン別の放送、例えば加入率、加入ですね、例えば、放送料の加入率、これはAプラン、Bプランだと思うんですけども、これは57%、通信関係ですね、これはB、Cプランだと思うんですけど、これが28%になれば、判定に必要な加入率になると、こういうぐあいに情報化の本の中に書いてあるんですけど、この放送業、通信業を分けた現在の加入率というのは、これをはるかに上回っていると思うんですけども、それはわかれば教えていただきたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） お答えをいたします。全世帯に対する加入率ということで、その数字が上がってきたのだと思います。現在の全世帯に対する有線テレビの加入率、テレビが視聴していただけている加入率につきましては62.9%でございます。また、インターネットにつきましては30.5%という数字になっております。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） 時間がないので、収支についてはですね、また、決算審議のときにちょっとお尋ねをしようかなというふうに思います。

先ほど、プラン変更がですね、48件あったというようなことの報告を受けましたけど、この傾向値ですね、これは一体どういう形で、このプラン変更の傾向値があらわれているのでしょうか。

議長（赤松孝一） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） お答えをさせていただきます。特にAプランからBプランへの変更が多いということは、これまでテレビだけ見ておられた世帯がインターネットも利用したいという申し込みが多いということと、それからDプラン、音声告知だけの世帯からテレビ、あるいはインターネットを利用したいということで、追加の申し込みが非常に多いという傾向にあったと思っております。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） もう時間がありませんので、最後に一つだけちょっと単純な質問ですけども、14ページの歳入でですね、商工関係の事業参加者負担金21万円計上、歳入に上がっておりま

すけども、これは何の負担金だったんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 14ページ、雑入の商工関係事業参加者負担金、こちらは各種の染色体験講習会の受講者がふえてきておりまして、それに係る出の経費もふえてきているというところで、どちらもが多くなってきているという体験の方がふえてきております。以上でございます。

16番（谷口忠弘） すみません。ありがとうございました。

議 長（赤松孝一） それでは、ここで45分まで休憩をいたします。

（休憩 午後 2時32分）

（再開 午後 2時45分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

引き続き、ただいまの一般会計補正予算（第2号）に対します質疑ございますか。

14番、糸井議員。

14番（糸井満雄） それでは、質問をさせていただきます。

時間があれば2、3点質問をしたいんですが、まず、先ほど家城議員が質問されておりましたけれども、正直申し上げまして、私、聞いておりまして、全く理解ができませんでした。したがって、再度、質問をさせていただくということで、ひとつご了解いただきたいというふうに思います。

22ページの公有土地の購入でございます。最終処分場として、今、あそこが使用されておりました、地権者の方にはいろいろとご協力を願っておるんで、とても感謝申し上げるわけですし、この土地の購入について、購入そのものについて、私は反対するものではないわけですけども、問題は、この土地を購入する必要性、すなわち理由、方法、並びに、これも契約の内容はですね、妥当かどうかということなんです。

そこで、まず、先ほども説明がありましたけれども、この購入の必要性、理由、これを明確に一つもう一度、答弁願いたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 先ほどの繰り返しになるかと思いますが、今、なぜ購入する必要があるのかというところでございます。今回の購入にかかります2筆の土地につきましては、一部埋立地にかかっているということが一つあります。

先ほどの家城議員にも申し上げましたけれども、原状復旧ということについては、賃貸借契約の中に規定はないものの、所有者の方から原状復旧は必ずしてもらわないと困るというふうな申し出もあります中で、原状復旧するとなりますと、既に埋め立てしておりますところも掘り返したりというふうな、復旧の方法にもよりますけれども、そういうふうな形をしないといけないということで、いかほどの費用がかかるかということは試算しておりませんので、今回、買うことと原状復旧等の費用を比較するというふうなことができかねる点ではありますが、そういうことでございます。

それから、現在の予想で昨年度に行いました、残容量調査では、少なくとも7年間は、まだ使用ができるということでございます。今後も借用を続けるとなりますと、7年、8年、9年、どの程度まで実際に使えるのかということは、今の時点では何とも言えませんけれども、閉鎖して

からも、その浸出水の排水の水質等が安定するまでは、引き続き借用しなければならないということがございます。他の処分場の事例なんかも見えておりますと、5年、10年は、その安定のためにかかるということになりますと、十数年は多分、このまま借用を続けないといけないということがありますというふうな事の中で、そういうことであれば、今のうちに購入をしておくべきかなということでご考えたところでございます。

議長（赤松孝一） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 単的に質問します。今の最終処分場の周辺地ですので、購入するのは、これは私は否定はいたしませんし、反対するものではないと。この購入はですね、延命のために購入するのか、また契約でですね、うたわれてない、すなわち返還してくださいと言われたときに、これを元に戻して返還しなければならないと、これは朝倉課長、あなたの思いだけでしょ。どっちの理由なんです、これは二つ。延命のためなのか、元に復旧するための購入なのか、どっちですか。

議長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 大変申しわけございません。議員がおっしゃるところの意味の、ちょっと理解ができておりません。二つのお尋ねですが、延命のための購入ということはないというふうに思っております。いうたら、これを買うことによって、施設自体が延命化するという事はない話ですし、あと原状に戻してということですが、これは私の思いではなしに、先ほど家城議員にも申し上げましたけれども、所有者の方が、この15年ほどの交渉の中で、今さら返せとは言えないんで、賃貸借期間が終わったら原状復旧は必ずしてくださいねと、そうしてもらわんと困るよということをおっしゃったということでございます。

議長（赤松孝一） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 私は、あそこの最終処分場がですね、7年になるといっぱいになると、だから、それが10年、15年も使えるためにですね、あそこを購入するんだということならわかります。だけど、返還を要求されたときに、元へ戻さんなんかから、今の説明では、そういうふうにしかとれんわけですよ。また、契約に書いてないと言われてもですね、そんなでたらめな契約は、私はしてないと思いますよ。

復旧するのにですね、最終処分場を元に戻して返してくださいというような契約は、初めからするはずがない。私は行政の、そういう姿勢を信じております。そんなでたらめな契約はね、私はされてないというふうに思います。

それをね、理屈か何か知りませんが、そういうことを買うということについての理由がですね、必然性が見当たらない、どうしても買いたいという、その必要性がですね、私は感じられないわけなんです。もう一度聞きます。

議長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） なぜ、今、購入かということにつきましては、この15年間の中で3年ごとの更新、賃貸借契約の更新で、所有者の方から繰り返し土地を購入してほしいというふうなお申し出をいただいておりますので、それに対して、購入させていただくべきだろうという判断の中で、そういうことになったということでございます。

この15年間で、いろいろと条件面での交渉はしてきましたが、なかなか双方で歩み寄るとい

うふうなことができてませんでしたので、やっこの年になって双方歩み寄れた形での合意に至ったので、ご提案を申し上げたということでございます。

議 長（赤松孝一） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 私は、買う必要性といたしますか、大きな理由というのが今の答弁でも見当たりません。これ以上は申しませんが、私はなぜ、今、これを買う必要があるのかなというのが一つ私は理解ができないところです。買うにしてもですね、私は買う方法というのがあると思うんですよね。

税務課長に聞きます。これ税金がかかるとるんですね。公共施設が公共の用に供するために土地を購入する場合は、5,000万円の特別控除があるはずですが、なぜこれは該当しないのか、なぜ税金がかかるのか、お尋ねしておきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 税務課長にお尋ねではありますが、この件につきましては、ことしの4月に宮津税務署のほうにご相談に上がりました。今回の場合、ただいまの特別控除が受けられるかどうかということでご相談を申し上げましたところ、結論から申し上げますと、その譲渡にかかりまして、最初に土地収用法等の買い取りが行われた年において行われたもの以外の譲渡については、ということは、最初ですから平成6年、7年のころに行われたものとは別の年にされたものについては、この控除は適用できないですよという規定がございます。その規定をもって、この特別控除は適用できませんよというご説明でありました。以上です。

議 長（赤松孝一） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） ということは、重ねて聞きますが、その年に、いわゆる最終処分場を建設した平成6年ですか、その年以外の、経過した年に購入する場合については、税控除はないということですか、それは。それはいかなるときにも、そういう理由は立つんですか。

議 長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 議員おっしゃいましたとおり、平成6、7年の用地買収に引き続いていけばいいんですけども、それから、今までの期間があいてますので、これは2回目のことになると、2回目については、その適用はしませんよということの規定があるということでございます。

議 長（赤松孝一） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 私は、税法をあまり知りませんので、わかりませんが、私の認識では、そういうのではなしにですね、いわゆる最終処分場、今あるわけですが、それを例えば、今の7年間したら、これが満杯になると、したがって、10年、15年延長したいと。したがって、その土地を購入したいということなら、私は新たに、そういった事象が生まれてですね、私は控除の対象になるのではないかなというふうに思うんですけども、税務課長、そういうことにはならんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 今おっしゃってますのは、租税特別措置法の関係だというふうに思っております。朝倉課長のほうからご説明させていただきましたけれども、実際は、事業される前に税務署等と協議をさせていただいて、租特にかかるかどうかという協議が必要だと思いますので、処理場をつくる、その年に今、言いましたように、事前に税務署と協議させていただいて、了解を取った

上でということなんで、今みたいに数年たってからというのは無理なんではないかというふうに、私も思っております。

議 長（赤松孝一） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 私は、税法については、ちょっとそこら辺はわかりませんので、税務課長がそうおっしゃいますので、そうではないかなということで一応、理解をせざるを得ないのかなというふうに思うけど、何か私はすっきり、すんと落ちるところにはまいっておりません。それはもう結構です。

もう一つ聞かせていただくんですけども、私がわからないのは、もう一つはですね、線下補償10年分です。家城議員も質問してございましたけれども、なぜ前所有者に払わなければならないのか、補償しなければならないのか、所有者がかわるわけですからね、町に。だから、町と関西電力で交渉して、それが入るか入らんかは別として、何で、そういう線下補償をですね、10年間も、しかも10年間ですよ。金額にしたら27万7,000円ほどなんですけども、なぜ払わんなのか。その必要性がわかりません。その理由を教えてください。

議 長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 線下補償を、なぜ10年間としたのかということでございます。今回の買収の交渉を始めましたが、平成10年以降だろうかなというふうに思ってます。いうのが3年間の賃貸借契約の更新時ごとに、こういうふうな要求といいますか、申し入れがありましたので、多分、平成10年ごろかなというふうに思ってます。

当初は、先ほど、一番初めにも申し上げましたけども、線下補償が一種の財産みたいな形の中で、考えられていたというふうな事の中で、一つの権利だというふうな思いの中で、当初は100年分だとか、50年分だとかというふうなお話がありました。とてもとてもそういうことには応じられないというふうなこともあります中で、きょうまで交渉に時間がかかったということございまして、最終的には10年というふうなことで、落ちついたということでございます。

議 長（赤松孝一） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 経過の交渉はどうでもいいんですけども、なぜ払わなければ、補償しなければならない理由を言うてくださいと言うとるんですよ。経過はわかりました。経過はわかりましたけども、経過だけでは、この線下補償を10年間補償する意味がわかりません。だから、土地を売ってもですね、権利だけは前所有者に残るのかどうか、そういうことですか。権利も残るんですか、権利だけが。

議 長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 繰り返しになるかと思えますけれども、所有者との交渉事の中で、所有者の方から線下補償については、所有権が町のほうに移るとなると、もうもらえないので、その分を補償してほしいということでございます。

なぜ、線下補償を町が肩がわりというんですか、するのかということになりますと、そのように所有者の方から求めがあったということでございます。

1 7 番（今田博文） 休憩動議。

議 長（赤松孝一） 休憩動議、賛成者ありますか。

（起立多数）

議 長（赤松孝一） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3時07分）

（再開 午後 3時09分）

議 長（赤松孝一） ……ようなことも十分踏まえまして、質疑を続行してください。

1 4 番（糸井満雄） 最後の質問をします。私は妥当性を質問しとるわけなんで、私は、これが妥当であればですね、賛成いたします。だけど、今の段階ではですね、妥当性が見られないと、内容的にも、そういうことで質問しとるわけなんで、最後に提案者であります町長にお尋ねします。

こういった内容を提案されておるわけですから、町長の認識をお伺いします、最後に。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） こうした中身につきましては、先ほどご指摘があったように、交渉事でございます。個人との交渉事の中で、町としては、これをよしというふうに判断して提案させていただいているということでご理解がいただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） とすると線下補償10年分、それから、これは、いわゆる権利のない人に払うわけです、10年分。それから、税金は地権者が払わなければいけないと、それも町が補償すると、こういう、言うならば、どういうんですか、普通一般的に、常識ではですね、考えられないような内容で契約が進んでおるということについては、我々としては非常に理解がしにくい、一般町民の方が、これを見られたときに、私はどう思われるのかなと、これ理解が、恐らくできないんじゃないかなというふうに私は思いますけども、そういうことの、町の姿勢、これでいいんでしょうか。改めて町長にお尋ねします。今後の問題もありますので。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） それぞれのいろいろな事業につきましては、それぞれの町によってもやり方が違いましたでしょうし、その交渉の中身についても同じような、きちっとした形で今日に至っているというものもあるでしょうし、いろいろとあるかというふうに思います。

相手の方の要望、また、旧町の時代でのときの、町からの話の中身等々を公平に考えた場合に町としては、この、こういった形での、お互いの一致点が見出させたという意味で、今回こうした提案をさせていただいております。

相手の方の一番の心配は、もう年をとってという、そうしたこともございます。そうしたこともきちっと整理がしたいという思いの中で、今回、話にお互いが応じて一定の方向性を出したということがございますので、その辺のところについては、特別な配慮をという意味ではなしに、お互いの言い分、それぞれを持ち寄った中での一定の方向性を決めさせていただいたということでございます。

1 4 番（糸井満雄） 一応終わります。

議 長（赤松孝一） それでは、質疑はございますか、ほかに。なければ閉じますけど。

1 3 番、井田議員。

1 3 番（井田義之） それでは、第2号補正について質問をさせていただきます。

先ほどの件も含めたような質問になるかもわかりませんが、糸井議員とは、ちょっと離れた質問をしたいと思います。

まず、26ページあたりにいろいろな、河川とか出てきとるわけですけども、やすらの部分ですね、建設課長に、まず、お尋ねいたします。

私が聞いておるのには、あそこは前から水のつくところ、そして、やすらの里ができるときに地元からの、そういう説明というのか、要望というのか、あったというふうに聞いておるんですけども、先ほどもいろんな方から質問が出とるわけですけども、そういうことを踏まえた中で、ああいう水路をつけられて、今回のことが起きたということなのか。常習の浸水地帯であったのか、地元からの要望もあったのか、その2点、まずお尋ねいたします。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 説明をさせていただきます。野村議員のときにも少しお答えさせてもらったかもわかりませんが、今の、ちょうど、ちょっと議員、持っておられるかどうかわかりませんが、ここの水路の分がございまして、ちょうど加悦奥川の幹線の放流口、今までから放流があった部分がございまして、これは、こちらのほうから加悦奥川が増水すると、その水路の部分があふれて、こちらの今の、このこちらのほうに入ってくるというふうなことがございまして、3年ほど前に、その水路の部分の、いわゆるかさ上げをさせてもらった経過がございまして。

これに伴いまして、こちら側からの水が、いわゆる流入してくるというふうなことはなくなったというふうに聞いておまして、ここの部分につきまして、この幹線水路の部分のかさ上げをさせてもらったことが大きく、どういうんか、その時点での排水計画ではよしということになったんだろうというふうに思っております。

しかし、今回その水路に放流をかけることによりまして、ちょうど旧加工場をつくったときにできた水路の部分の流量が多いということから、その部分に同じように、そちらの放流口のほうに入ってくる水路の部分が、結局、いうたら、もうそこで遮断をされてしまって、水路のふたの脇から水があふれ出るというふうなことが想定、いうたら、そういうふうなことになりまして、この付近の方に大変ご迷惑をおかけしたということでございます。

したがって、3年ぐらい前からは、その部分には一定解消はできとったというふうに思っておりますけれども、今回、そういった幹線水路のほうに、その水も流すというふうなことを考えました関係で、いわゆる逆流をしまして、このような事態になったというふうに思っております。本当に申しわけないというふうに思っています。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） いずれにしましても、野村議員が言われたように、水はいろんな状態が起きますので、しっかりと対応していただきたいなというふうに思います。

ここでちょっと議長のお許しが得たいんですけども、今回の、先ほども図面もいただきましたけれども、この中には入っていないんですが、常習の浸水地帯で、ちょっと私のほうには連絡がありましたので、まず、農林課長が聞いておられるかどうか。

実は、堂谷のことなんですが、樋門があります。樋門のふたが閉まらないということで大騒動をされておるようでございますけれども、農林課長のところには、それは入ってますか。

議長（赤松孝一） ちょっと今、井田議員、今の緊急質問ですか、今のは緊急質問ですか。

1 3 番（井田義之） 今、台風がまた来ようとしております。堂谷は、これから言いますけれども、

176号線、いわゆる国道が総合計画の中では良好な商業地帯ということになっております。また、以前から、その樋門なり、ポンプアップのことについては要望が出ておりますけれども、対処ができておりません。これについて農林課長のところに、というのは、この間の4日ごろでも、みな詰めております。その樋門が閉まらないということで連絡がなかったかどうか、お願いします。

議 長（赤松孝一） 井田議員、それは緊急性があるという判断のもとで質問をされているわけです。

13番（井田義之） はい。お願いいたします。

議 長（赤松孝一） はい、お受けいたします。

それでは、ただいまの井田議員の質問に対しましては、この本議案とはかけ離れていますけれども、堂谷地域の商業地域の緊急性があるという認識のもとでありますので、お受けいたしまして、答弁。

17番（今田博文） 動議、今、緊急質問だということがあったんですが、緊急質問を補正予算の枠の中でやるもんじゃないと、別枠でやるもんだというふうに、私は理解しているんですが、この議事運営でいいんでしょうか。

議 長（赤松孝一） それでは、ちょっと暫時休憩いたします。

13番（井田義之） 関連でやらせてください、関連で。

17番（今田博文） 関連ならいいで、あんた緊急質問、言うさかい、おかしなる。

13番（井田義之） 関連の緊急ということでお願いいたします。

7番（伊藤幸男） 議運で諮れ、議運に。

17番（今田博文） 関連質問でとったらええわ。

議 長（赤松孝一） それでは、休憩中ではございますが、議運の委員長、関連ということでお受けしても、今、休憩中ではなかったか。動議が出たんか。動議が出たところか、今。動議が出て休憩とってへんだな、ごめんなさい。休憩中ではなかったです。動議、今の今田議員の動議をほんなら、とらんなんということですよ。

13番（井田義之） 休憩中だ、今は休憩中だ。

議 長（赤松孝一） 今田議員の動議をとらんなんということか。賛成者は。

はい。ただいまの今田議員の動議に対しまして、賛成者ございますか。

（起立多数）

議 長（赤松孝一） それでは、ただいま今田議員の動議が成立しましたので、ただいまの今田議員の動議に対しまして、賛成の皆さんのご起立をお願いいたします。

1番（野村生八） 今、議会再開しましたか。再開しました。

議 長（赤松孝一） 休憩とってへん。休憩を間違っちゃった。それ訂正しました。

それでは、もう一度、すみません。僕は動議と聞いたつもりですが、いま一度、動議の理由がわからないということでございますので、今田議員、もう一度、動議の理由をお願いします。

17番（今田博文） 今、質問者が緊急質問をしますということで、堂谷でしたか。

13番（井田義之） 緊急質問というよりも、議長が。

17番（今田博文） 僕が発言しとる、緊急質問をしますという、今、発言者からあって議長はよろしいと認めたが、今は、補正予算の審議です。補正予算の審議の中で緊急質問というのはおかしい

んではないか。緊急質問というのは、これと別枠でとるもんだというふうに私は理解しているんですが。どうですかということです。

議 長（赤松孝一） ただいまの今田議員の動議は、現在進行中の、この質疑、質疑すみません、申しわけない。一般会計補正予算の質疑のときに緊急質問という質問の仕方はおかしいであろうというご提案でございます。皆様のご判断をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。これは決をとるほどのことではないですか。決をとりましょうか。

1 番（野村生八） 動議ですから、決とらんと。

議 長（赤松孝一） そうですね、それでは、ただいまの今田議員のご意見に対しまして、賛成の皆さんのご起立を求めます。

（起立多数）

議 長（赤松孝一） 起立多数でございます。

1 3 番（井田義之） 関連でもだめですか。

議 長（赤松孝一） それでは、もう一度、今度、私のほうから聞きますが、きょうまで関連質問というのは受け付けていません、この議場の中で。だから、いわゆる議題にないことを言われる方もたくさんおられます。私も、それはそれなりに、私、議員になってからでも、たくさん経験していますけども、ある意味では拡大解釈して見ていましたが、その辺について、今の洪水問題と含めて、今の井田議員の質問を関連質問と認めて発言を許してもいいと思われる方はご起立をお願いします。

（起立多数）

議 長（赤松孝一） はい、ありがとうございます。

それでは、ただいまの井田議員の質問に対しましては、今の集中豪雨に対する被害の関連質問として承りまして、お受けいたすことにいたします。

それでは、井田議員、もう一度、質問をお願いします。

井田議員。

1 3 番（井田義之） はい。貴重な時間いろいろとごたごたさせて申しわけありませんでした。関連の拡大解釈という意味でやらせていただきます。

先ほど言いましたように、堂谷地区の樋門が、開け閉めを農会の役員さんがしていただいております、農会の役員さんが。ほんで農会の役員さんが開けたり閉めたりしようと思ったら、2基あるうちの1基が動かないということがありました。これが農林課のほうに連絡があったかどうかということをお尋ねをいたします。

議 長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 答えいたします。その堂谷の樋門の件につきましては、農林課としては承知をいたしておりません。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 私が農林課にお尋ねしたのは、農会の役員さんが、いろいろと、京都府とかも行かれてしたときに、地元の方に管理をお願いしたと、昭和35年に野田川改修ができたときに、その樋門ができましたと。当時のことの詳しいことは誰もわからないと。管理をせえと言われても、樋門の故障した分まではなかなか管理がしにくいということが、私には入ってきとるわけで

す。農林課なのかどうかわかりませんが、先ほどちらっと言いましたのは、いわゆる今のバイパスの近辺についてはコメリやら、それから、スタンドやらが水ついて、交通遮断、与謝野町では、ただ一つの南北の国道です。これが交通遮断が起きるわけです。その樋門がきちっと閉められるか、閉められないか、これによって水位が、入ってくるわけですね。とりあえずちょっと樋門というのが、わかりにくいと思いますので、建設課長、樋門についてちょっと説明、お願いいたします。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。今の堂谷地区にある部分、樋門という部分でございますけれども、水位が浅いときには排水をします。

それから、水位が上がってくると、逆流をするのを防ぐというふうなものの施設でございます。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 今、課長が言われたとおりです。水害は起きただけけれども、この間、大水が出て、いろいろなところで水害が起きたわけですね。その水は全部、野田川に流れます。野田川に流れたら水位が上がります。その水が樋門が閉まらなければ全部、逆流して堂谷なり、今、バイパスのほうに寄せてくるわけです。そして前回あったような、いろんな水没が起きます。そういうことで、樋門のことを堂谷の方は、わしらが管理せんなん言うて真剣になって考えておられるんですが、1基は閉まるんですけども、1基が閉まらなくなったと、どうするんだと言うたら、どっことも知らんと言われたと。誰も知らんと言われたと、どうするんだということで、野田川の水位がふえたということと、そういうことで、私は緊急という言葉も使いましたけれども、関連があるから、今回、聞きますというて堂谷の方には言いました。

そういう状態がありますので、というのは例えば、ほんなら今度は、商工観光課長、あそこは良好な商業地帯ということになっております。総合計画で、第1次総合計画、前期も後期もそうなっております。水がつかます。どういふように対処をするといふと思われませんか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） あその部分、確かに私も実際に交通整理で、水没の時期、行ったことがありますけれども、その川の管理等がきちりできて、浸水地帯がなくなるのが本来であるといふふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 副町長にお尋ねいたします。今言うたように、いろいろなことで総合的に考えて、今、農会だけの問題ではなしに、与謝野町として管理をしなければならぬ樋門ではないかなど。以前、同じく石川の下地地区に樋門がありました。この樋門については与謝野町に、これまで手動だったやつを自動に直していただいたという経過があります。これは建設課長とも話しとって、建設課長も、その経過を調べてくれたようです。できれば早急に、町として対応をしていただく検討はしていただけないでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今、思い出してたんですけども、野田川が一時期、台風16号のときですか、非常に厳しかったときに樋門を開けに行かれた土井元議員さんが、もう危ういところで足を滑らせて、溺れそうになるような危機一髪を、奥さんが近所におられて引っ張ってということだった

と思います。そういうこともあって、電動に切りかえさせていただいたことがございます。

そういうことから言えば、この与謝野町になったということになりますと、そのほかの樋門についても、もう少し京都府が、それに応じてもらえるのか、その辺は別としまして、一定の、そうしたことについて、手だてを打つ必要はあるというふうに思っております。人の命にかかわる、また地域の安心・安全のためにも大事なことです。これらについては庁舎内で一定整理をさせていただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 建設課長も、私、現場を見てくださいますというようにお願いしたりして、建設課長も、もう何とかせなしゃあないなというような気持ちではおっただけです。しっかりと協議をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、あと1点、同じところなんですけれども、堂谷地区からポンプアップをしてもらわんと、樋門が一番下にあるわけですね。野田川の水位が上がると、どうしても今度は、こっち側の水を飲まんわけですね。ポンプアップをしてくださいますというのがずっと要望で出ております。このことも、できれば検討していただくようお願いしたいんですけれども、再度、町長の答弁をお願いします。

議 長（赤松孝一） 井田議員、もう十分答弁されてますし、そういうことのために、これ関連でやっておられるんで、今、本題になっちゃってますので、やはりその辺で、まずは良識の範囲内でとどめていただきます。

1 3 番（井田義之） いや、これで終わりにします。

ほんならもう町長、答弁なしですか。

議 長（赤松孝一） 先ほどの答弁で、十分答弁されていると思いますけど。

1 3 番（井田義之） ほんならポンプアップのことも含めて、現状をしっかりと把握していただいて、よろしく願いをして、質問を終わります。どうもお騒がせいたしました。

議 長（赤松孝一） それでは、ほかに質疑ございますか。

7 番、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、補正予算の2号について、質問をさせていただきたいと思っています。問題というんか、18ページの北近畿タンゴ鉄道にかかわる質問でございます。今回は133万円ほどの計上をされているわけなんですけども、この計画内容を詳細に説明願えたらと思っています。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。補正予算の18ページに北近畿タンゴ鉄道再生支援事業費補助金132万9,000円を計上させていただいております。

この予算は、ご承知のように、この4月14日からあかまつ、あおまつの観光型車両を走らせていただいておりますが、これに加えてもう1両、観光型列車を製造し、それを来年の春から走らせていきたいということで、その関係予算を上げさせていただいたというものでございます。

1車両、もう1車両をつくるということでございまして、この車両の改造費が3,000万円予定をされておまして、それを、関係します2市5町と京都府と兵庫県の間で決められました負担の割合に応じて計算をいたしますと、当町の負担分が132万9,000円になるということでございます。これは、おかげさまであおまつ、あかまつのお客様が非常に好調で、まだまだ

ニーズがあるということがございましたので、お客様の、あるいは旅行会社等のご期待に沿えるように、もう1両つくっていいこうということに関係市町、府県と協議を重ねてまいりまして、このような方向になり、今回、追加で予算をお願いしたところでございます。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 二つ目の、この質問は、二つ目というのは、同じあれですけど、乗車の状況ですが、今、聞いてますと、なかなか好評に運行されておるとい話ですが、全体としては、この間の計画ではどういう状況になっているのかお伺いしたいと思っています。できれば、全体の、この近年、大変だ大変だとい話がありましたが、その点も含めてご答弁願えたらと思っています。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。先ほど申し上げましたように、ことしの4月14日から丹後あかまつ号、あおまつ号が運行を開始をいたしております。その、まず利用状況をお尋ねでございます。4月14日から一応、6月末で一旦、実績を整理していただいております、この2カ月半の間の状況でございますが、丹後あかまつ、あおまつにご乗車いただきましたお客様が、累計で約7,000人ということでございます。

この数字は、前年同時刻に走っておりました列車のお客様が約3,000人であったということでございますので、4,000人増加をしたということでございます。同時刻に走っていた列車に比べて約3,000人から7,000人になったということで、2.3倍のお客様にご利用いただいたということでございます。この関係によります収益が乗車券、乗車整理券があかまつの場合、要りますので、この乗車整理券、それからあかまつ、あおまつの運賃、あるいは車内でグッズ等を販売しておられますので、それら全部合わせまして、この2カ月半で約470万円の収益の貢献があったということでございます。

これは、当初の見込みを上回る結果であったかというふうに思っております。まだ、この2カ月半というものの実績でございますので、年間を通して、どういったことになるのか、ただ、これから見えてくるところがあるかと思いますが、この間、走らせた中では、満席、あるいは満席に近い状態が続くということがございまして、まだ、まだまだ予約を取りたいお客様の機会を逃しているということやら、あるいは定期的、定時刻のダイヤに、このあかまつ号、あおまつ号を組み入れておりますので、例えば旅行会社等から貸し切り列車のご要望がありましても、それを回すことができないということから、もう1両必要だなということ。

あるいは、お客様のそのニーズも、車内で簡単な軽食、コーヒーなどが食べられるような、飲まれるような、そういったものもほしいということもございまして、あかまつ、あおまつよりも少しグレードの高い内容で、今回させていただこうというふうに計画がなされているものでございます。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） なかなか好評で、非常によかったなというふうに思っておるわけですけども、この間、先ほど言いましたけども、このKTRになってからずっとといったほうがいいんでしょうが、赤字がずっと続いてきたと、非常に収支がね、全国的にも屈指の赤字状況だったというふうな経過もあって、私どもとしては、非常に、維持管理も含めて非常に努力されているんですけども、財政的に非常に大変じゃないかということや、負担、議会のたびに、いろんな意見が出

てたというふうに思っています。

今回の場合ですと、もちろんKTRだけではありませんけども、本町での、この補正予算の一覧を見ても、補正合計で言いますと、今回入れて9,970万円ということで、ほぼ1億円規模になってきています。こういう点ではですね、KTRそのものの事業というのは、非常に前にも述べましたが、非常に公共交通網としてですね、欠かせないものだというふうに思っています。この点での判断というか、考えをですね、担当課としては、どのように捉えているか、お伺いしたいと思っています。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お尋ねの件につきまして、お答えいたします。この補正予算書を見ていただきますと、今回の補正後の地域交通対策費、総額の金額が約9,974万2,000円というふうになってございまして、これは、KTRだけではなくて、丹海バスさん、それから、この町営のひまわりバス、これらの経費をみんな足した総額ということでございますので、全てがKTRの関連予算ではないわけですが、今、議員ご指摘のとおり、KTRにつきましては、近年、約8億円に上る、毎年、赤字を出しているということがございます。

したがって、抜本的な経営改善、これを図っていかねば、このままそれを続けるわけにはいかないということで、先ほどの観光型車両を導入して、積極的に、外からお客さんに来ていただくということも一つの取り組みでございまして、また、今後の経営において、今の経営体制、あるいは経営の方向、これでいいのかどうかというところが抜本的改革にかかわってくる場所ですので、そういったところをここ2年、3年、ずっと協議をさせていただいております。

また、方向性も、新たな抜本的改革の方向性も出てきておりますので、何とかKTRを今後も守っていくという基本的な立場に立って改革をして、ぜひ、多くの皆さんにご利用いただき、少なくとも赤字を、少しでも解消していくような、そういう方策を、ただいま練っているところでございます。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 次にですね、これと財政問題でしたので、国や府からの補助金というのは、どういう状況になっているのかを。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。国の支援につきましては、丹海バスさんの運行をお世話になりますに当たっての、いわゆる赤字補填についての国の支援というのは一定あるわけですが、KTRの赤字支援というのは、実は国のほうからはないところでございます。

KTRの関係での国の支援といいますのは、鉄軌道にかかります整備費に対する補助金、いわゆる、例えば線路ですとか、集中制御装置ですとか、まくら木、踏切保安設備、こういったものをKTRが整備される、改良される際に6分の1の補助金というのがあるわけですが、こういったものにはございますが、経営にかかるものについては残念ながらない。

それから、先ほども申し上げました車両の改造に当たっても、国の補助はございません。これらは全てKTR並びに関係市町が支援をさせていただかなければならないといったところでございます。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番 (伊藤幸男) ありがとうございます。非常に厳しい、国、府からの支援というのはなかなか厳しい、府は今度のはね、一緒にやってる部分がありますので、ゼロではなくて一生懸命やってもらっているんですが、ともかくですね、この地域公共交通というのは、さきの一般質問で取り上げましたが、町営バスも含めた課題でありまして、いうなら買い物などの商業活動や教育・文化の活動事業、それから、介護や福祉の、医療ですね、福祉の事業とか、日常の暮らしには欠かせないものだということは、ここの一般質問の中でも述べました。まさに、まちづくりの土台だということですね。これはバスも、KTRについても、そうだというふうに考えているわけです、

本来、私は思いますのはね、かつて全国に張りめぐらされていた国鉄の事業や郵便局の運営の考え方が明治以来そうであったように、本来、全国の地域の公共交通網というのは、格差をつくらず、過疎地や山間僻地に住む人間も、住民もですね、都市に同じように住む方々も、同じサービスが受けられるということであったと思っています。

しかし、この20～30年ですね、新自由主義といいますか、国の施策が、大きく構造改革路線が進む中でですね、効率主義や経営主義、採算主義、自己責任までが付加されてですね、これが最優先されてきたと、しかも国鉄、郵便局というのは赤字だったわけではなくて、黒字だったわけですね、経営が。こういうことが民営化という名で、大企業なんかのもうけの対象になってきたというのが実態だと思っています。

一方で、山間僻地、農村部は切り捨てられてきたというのが、今のKTRの問題にあらわれているのではないかとこのように思っています。これが私の認識です。ですから、一層ですね、こういう時代の中で、いわゆる日本の再生を考えるときにですね、ますますこの地域であれば過疎、農村部でですね、高齢化が進んでいる中で、こういう公共交通網については欠かせない課題だということだと思っているんですが、町長に、この点での見解を求めておきたいと思っています。

議 長 (赤松孝一) 太田町長。

町 長 (太田貴美) こうした田舎での生活の中では、特に、そうした足の確保ということについては、なくてはならないものであるというふうに認識しております。

議 長 (赤松孝一) 伊藤議員。

7 番 (伊藤幸男) 最後に町長にお伺いします。今、町長も簡潔に答弁をされましたが、今言っているように、国が財政的にですね、KTRの問題でいってもですね、財政的支援は、もう欠かせないのと違うかと、国に言うべきときに来ていると、これは前にもバスの問題でも言いましたが、財政的に非常に厳しくなっているわけですね、市町村の、そういう事業が、これが、今、広域ではあるんだけど、KTRの場合は、ここでも同じことが言えるのではないかとこのように思っています。この点で町長は国にきちっとものを言うべきではないかというふうに思うんですが、いかがですか。

議 長 (赤松孝一) 太田町長。

町 長 (太田貴美) それらについて、国にものを言うべきだということも大事なことですけれども、今現状の中で、じゃあこうした状況をどう我々が、一人一人が、それを受けとめて、このKTR、あるいは交通、足の確保について、今、私たちができることは何があるのかということ、やはりもう真剣に考えなきゃならないときではないかなと思っています。

そうした意味で、空気を運ぶよりは、少しでも安く大勢の人が乗って利用していただく方向に、

今、町、あるいはこの地域の皆さんが、そういう形での支援をしかけてるわけですが、それらに対しても、やはり子供たちまでも自分たちのクラブ活動にKTRを使うような協力をしてくれたり、あるいは老人会の方たちが出かけられるのにKTRを使ったりというようなこともあわせて、やはりする必要があるのではないかなと思っております。

きょう、けさ、余談になりますけど、あまちゃんを見ておまして、あの主人公のアキちゃんが、お構いなく、お構いなくじゃないですけど、この地域をあれするのに、自分たちが、まず元気になっていくんだということで、よそからじゃなしに、お構いなくという言葉が非常に、私、耳に残っているんですけども、そこまで意地を張らなくてもいいと思いますけれども、やはり自分たちで、この地域を何とかしていく、一人でも多くの方が乗っていただけるようなこともあわせて、それに対して、やはり国のほうも応えてほしいというふうには思いますけれども、そうした努力も必要ではないかなと、今そういう中で、いろいろと知恵を出しながら、この地域の各自治体も力を合わせながらやっていこうとしてるときですので、やはりそれには町民の人たちの協力が、これ不可欠ですので、そうした位置づけの中で、この公共交通については、ぜひ町民の皆さんも協力がしていただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 一応、質問項目は以上ですが、私は今の町長の発言を聞いてましてね、もちろん当然そうだと思います。我々はやるべきことをね、一生懸命やらなあかんと、探索もせなあかんし、今いう課題を探索して、どうしていくのがいいかということは、もう一番今、当面する課題で言えば、しかし、私、バス問題でも言いましたが、実態は、町の実態ですね、現実的な、高齢化が、これほど進んで、空き家問題とか出てましたよね、ああいう中で集落の維持がほんまにできなくなってきていると、もう数年で来るぞということは何人かの方が言ってますわ。だからね、できることはもちろん今、町長おっしゃるように一生懸命自分らで努力せなあかんということはこれは大前提です。

しかし、そういう客観的な非常に差し迫った状況もね、やっぱり視野に入れた、我々の手というのを考えておかないと、それはもう非常にほったらかされてたんでは、ますます後手になると、国の対策も後手を含んでくるというふうになりますので、ぜひそういう角度から頑張っていたきたいと、このことを申し述べて終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

4時10分まで休憩します。

（休憩 午後 3時54分）

（再開 午後 4時10分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

勢籙議員。

1 5 番（勢籙 毅） 補正予算2号につきまして、かなりの質問が出ましたんで、あと少しだけですね、お聞きをしておきたいと思っております。

まず、20ページの養育医療の関係につきまして、この医療制度ですね、私ども、きょうこの補正予算を見ましてですね、やはりこうして苦しんでいらっしゃる方が現実にある、家族も含めてということで、改めてこれをですね、新たに聞いたようなことなんですけど、この状況について

少しお願いできませんか。

議 長（赤松孝一） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） それでは、養育医療につきましてご説明をさせていただきたいと思います。

この養育医療制度につきましては、平成24年度までは京都府が所管をしておりましたが、平成25年4月1日から、市町村に権限が移譲されたということでございます。

この養育医療の対象になりますのは、1歳未満の乳児で、出生時の体重が2,000グラム以下、いわゆる未熟児の子供さんが対象になるということでございます。現在、把握しております中では5名の子供さんが、この養育医療の対象になるというふうに把握をさせていただいております。以上でございます。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

15番（勢簀 毅） それぞれの市町村によって違うと思うんですが、ほとんどですね、医療費の関係につきましては、本人といたしますか、負担がなしにですね、私はいけるというふうに思っておりますのと、それから、保健師さんが派遣をされて、その子供さんの状態を見ていただくということになっているのではないかなと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

議 長（赤松孝一） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えいたします。医療費につきましては、最終的には子育て支援医療を該当させますので、大体、大抵の方が月額200円の負担で済むだろうというふうに思っております。

あと保健師の派遣ということではなしに、この対象者は、医師から入院が必要というふうに判断をされた子供さんのみが対象になりますので、病院での治療を受けておられる子供さんが対象というふうにご理解をいただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

15番（勢簀 毅） ありがとうございます。それではですね、建設課長に、先ほどから出た関連もありますけれども、一つはこの住宅、住生活の総合事業がありますね。24ページ、これが5年ごとに行われる事業ということで、今回、補正に上がっているわけなんですけど、といいますと平成20年度にもですね、こういったことをやられておるんですが、この調査というのはですね、この町の中で、どういう部分に生かされると、その結果が。これは認識したらよろしいですか。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。この住生活総合調査といいますのは、議員もご承知のように、いわゆる国土交通省が行っておりまして、全国の普通世帯の住宅及びその周りの住環境に対する評価だとか、あるいは住宅の改善計画の有無だとか、内容だとか、そういったものを調査するというふうな仕組みになっておりまして、今回、29調査区、対象では232戸を対象にさせていただきたいというふうに思っております。これが当町にとって、どういう格好になるのかというふうなことでもございますけれども、これは国のほうが全体的な統計をするということになっておりますので、それに基づいて今後、いわゆる住宅政策だとか、そういった基礎資料になるだろうというふうに思っております。すぐに当町の部分が、こうだとかいうふうなことはなかなか、そういうとこまで、目に見えるような格好にはならんかというふうに思っておりますけれども、こういったことがずっと積み重ねてをしていく中で、その方向性だとか、そういったものが生かされてくるのではないかなというふうに私どもは思っております。

議長（赤松孝一） 勢簀議員。

15番（勢簀 毅） それでは、建設課長にもう1点お尋ねしたいと思っております。

先ほどから、このやすらの里の関係で、いろいろなお話がございました。今回、この補正で100万円ですね、この河川改修事業ということで、河川改修に当たるんかどうかわかりませんが、100万円、これがついてると、こういうふうに認識をしているんですが、こういった状況になりまして、被災をされた方とか、あるいは周辺の方、一日も早くにですね、改修が待たれると、こういうことなんです、これからの計画というのはですね、課長、どういう格好で、これが、この100万円で、まず調査をされるということなのか。

あるいはですね、これが測量費も含んで100万円になっているのか、その辺も含めてですね、今後こういったスケジュールで、これをやられようとしているのか、そこのところをお願いします。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。今、補正予算の中で河川改修事業ということで、測量設計委託料ということで125万円計上させていただいております。この部分の約100万円の部分につきまして、やすらの里付近の水路の解析を行いたいというふうに思っております。

まず、最初に1点目といたしましては、今あります、この農業用水の部分に対しての、いわゆるそっちに水が行ったときの、ここの水路の状況、これで賄えるのかどうかというふうなことが、まず、考える必要があるだろうというふうに思っておりますし、それで、これで賄えないということになりますと、新たな放流口を設置しなければならないというふうに思っております。

したがって、ここの部分につきましては、このやすらの里周辺部分の水理解析を、もう一回きちっと行って、その部分に対する排水をどのように行っていくのかというふうなことをやっていくべきだというふうに思っております。

今、測量設計というふうなことで上がっておりまして、今、従来、我々が持っております委託料の部分も、こういったことにある程度に配慮させていただきたいなというふうに思っております。一日も早いこと、いわゆる測量をさせていただいて、その結果を地域の方にお知らせし、当然、地域の方と十分な調整をする中で、新たな水路計画を立てていって、一日も早い改修に向けて動いていきたいなというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 勢簀議員。

15番（勢簀 毅） 建設課がですね、一生懸命やっていただいた結果がね、37ミリの雨が降って、ああいう状態になる。ここが、地域も含めて、非常にショックだと、こういうふうに思っているわけです。それでですね、やはり今、課長おっしゃいました一日も早くということなんです、やはり具体的に大体いつごろをめどにですね、これを考えていらっしゃるのか、その辺が頭の中に、課長ありましたら、一応、ちょっとお聞かせいただきたい。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。まず最初に、今の既設の水路の部分の測量をするべきだろうなというふうに思っておりますし、これはもう一日も早いことする必要があるだろうというふうに思っておりますので、今の我々が持っております現計予算の部分も含めて考慮させていただいて行いたいというふうに思っております。

これは、従来この、やすらの里をしたときのコンサルがおりますので、その部分と十分調整する必要があるだろうというふうに思っております。その部分と、どういうんですか、そういうふうな委託契約をさせていただいて、早いこと、この測量なり、そういった部分を先にやらせていただいて、その中で、どういう方向性が出てくるのかということをお思っております。

それから、今、当課のほうでは、この工事費の部分が、また出てくるだろうというふうに思っております。これにつきましては、今、我々が持っております予算の部分が、どちらかと言えば余る方向にございますので、できるだけ1カ所でも早いこと水路を改修させていただきたいなというふうな思いで、今後やらせていただきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 勢簀議員。

15番（勢簀 毅） 地域の期待に応えるということで、一日も早く地域と十分相談しながら進めていただきたいなと思っております。それから先ほど来ですね、廃棄物処理施設の関係でいろんな意見、質疑があったわけですが、このことについて、もう少しちょっと参考として聞いておきたいと思うんですが、まず、農林課長にお尋ねをしたいと思っております。

現在の農地の、農林課長は農業委員会の事務局長を兼ねていらっしゃいますので、現在の農地や山林の価格というのは、大体、売買引取価格というのはどのぐらいの金額になっておりますか。それ課長わかっておりましたら。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。山林につきましては、まず、なかなかその実例というものがあのか、なかなかないというふうに思っておりますので、情報も農林課のほうに、なかなか上がってこないの、この場ではわからないということをお願いします。

それと、農地につきましては、確かにそういった立場にはございますけれども、具体的に申し上げるということは、いろいろと波及といたしますか、があると思しますので、差し控えさせていただきますというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 勢簀議員。

15番（勢簀 毅） それでは、それはそれで差しさわりのない程度でお願いしたいと思っておりますが、それでは、最後に税務課長にお尋ねをしたいと思っております。

実は今、農林課長にですね、現在の農地の売買実例についてお尋ねをいたしました。税務課が京都府に報告されております、いわゆる固定資産の概要調書を見ますとですね、農地について一般田ではですね、平均が平米当たり97円ということはですね、一反当たり、10アール当たり9万7,000円という報告が平成24年度にされておりますし、それからですね、山林については一般山林では17円というのが、現在の評価額の平均ということでですね、これは京都府に、平成24年度の概要調書として報告をされておりますが、平成25年度もですね、大体こういう金額で報告をされるという理解をしたらよろしいでしょうか。そこだけお伺いしておきます。

議長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） ご質問の固定資産税の関係で、評価額ということで、今、手元に持っておりますのが平成25年度の取りまとめたものでございまして、平成25年度の固定資産の概要調書の山林の1平米当たりが17円ということになっております。

5番（塩見 晋） 終わります。

議長（赤松孝一） 質疑はございますか。

5番、塩見議員。

5番（塩見 晋） それでは、平成25年度一般会計補正予算2号ですね。所管外のことで1点お尋ねをしたいと思います。

補正予算の16ページですね、一般管理費一般経費、報償費、弁護士の謝礼という部分で150万2,000円が上がっております。

これは、委員会の中で総務常務委員会の資料として出されたものの中で、これを見せてもらっておりますが、なかなか理解がうまいことできない部分もありますのと、もう一つ表に出てない部分があるのかなと思ひまして、お尋ねをしたいと思います。

この件については、7月ごろだったか、新聞にも出てまして、与謝野町が一部、裁判に負けたというようなことが、たしか記事としても出ておったように思ったんですが、そういうことも含めて、平たく説明がしていただけたらというふうに思いますが、これは総務課か農林課かちょっとよくわかりませんが、お願いしたいと思います。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 私の方からお答えをさせていただきます。新聞記事にも載っておったということでございますので、有害鳥獣の捕獲の許可に係る訴訟の件だというふうに思っておりますので、そのことについて概要といたしますか、説明をさせていただきます。

有害鳥獣捕獲申請に関しまして、もうかれこれ2年ほど前に訴えられた原告の方が有害鳥獣の捕獲をしたいということで、申請をされました。それに対して町の農林課ですが、その申請を不受理という形でお返しをしたと、それについて精神的な損害をこうむったということで損害賠償請求をされたというものでございます。その裁判が7月18日に判決が出たということございまして、それに関連する訴訟が計5件ございました。そのうち1件は、その公判を重ねる中で原告が取り下げをされましたので、その7月18日に出たのは、4件の判決が出たということでございます。

その4件のうち、先ほど申しあげました不受理でお返しをしたと、その損害賠償請求、これについて一定の損害賠償を支払えという判決が出たということでございます。具体的には40万円の請求でございましたが、判決は5万円の、そのうち5万円を、いわゆる賠償せよというものでございます。町といたしましては、これに対しまして控訴というようなことも、当然、選択肢にはあるわけでございますけれども、中身を精査いたしまして、そのところおおむね勝訴というような認識、見解を持っておりまして、この控訴をしないという決断をさせていただいて、今回の補正で、その5万円の賠償金をお願いをしておるというものでございます。

いろいろと細かい部分で争点が8個ありまして、これは判決に記載されておる争点でございます。争点八つあるうち1点については、やはり精神的な被害を与えたということで、いわゆるこちらの認識というか、見解では8個の争点のうち、一つについて認められなかったので、賠償金も8分の1になっただろうなということでございますし、顧問弁護士の見解も同様のものがございます。顧問弁護士の見解は、こういった訴訟に関しては、いわゆるおおむね勝訴と認識してもいいというようなご意見もいただきましたし、それと町の見解とが一致したということで、現在に至ったということでございます。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 補正予算の議案書16ページ中ほどの一般管理費一般経費の弁護士謝礼150万2,000円についてのお尋ねでございます。今、農林課長が1件は取り下げで、都合4件の終結謝金というふうに申し上げたかと思いますが、農林課が関係しています、この4件の裁判の終結謝金のほかに加悦中学校の改築事業基本設計業務の委託契約、これの先方との解除交渉を当町の顧問弁護士にお世話になりましたので、この交渉の終結謝金も含めまして、したがって、農林課の裁判の関係が4本、それから、加悦中学校基本設計の契約解除交渉が1本、都合5本合わせて150万2,000円ということでご理解をいただきたいと思います。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5番（塩見 晋） 説明いただきまして、ありがとうございます。この件につきましては、以前、産建の委員をさせてもらったときに、こういう事案が起きてるんだということは聞かせてもらっていただきました。今の加悦中学校の関係もあるということですが、私が一番お尋ねしたいのは、その弁護士の謝金というのは勝訴でも敗訴でも、それは当然、払うわけでいいんですが、先ほど言われました、このもろもろの違法な扱いを受けたと、相手さんが言うておられます。そのもろもろが8件あったというふうに今、私は理解したんですが、そのうちの一つについてですね、これは町のほうが、町の言い分が通らなかったということで、全体的には勝訴だと受け取ってもいいというふうに弁護士はおっしゃっていると、そういう町も認識をしてるということですが、でも実際に、幾らかでも、そうして相手の申し入れが通っておるということは、その部分について、それでは町はどういう部分に、それを指摘されるんか、裁判所から、この部分が、いわゆる5万円分ですよというふうに言われているのか、その対応は何だったのかということをお尋ねしたいと思いますが、それは具体的に、わかりますか。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。先ほどの説明の中で申し上げましたように、当初、原告が平成23年3月に農作物被害防止のために、イノシスを捕獲したいということで許可の申請を町に出されました。それに対しまして、町は基本的に鳥獣害の捕獲につきましては、猟友会に一括して委託をしております。それで、一般の農家の方から農作物に対する被害があったと、何とかしてくれというような要請につきましては、猟友会のほうに、それを委託先にお伝えして、猟友会が檻をかけるでありますとか、そういった方法で捕獲をすると、そして、農作物の被害を防止するということで進めてきております。そういった中で、当時、そういう申請を個人の方から受けたということについて、それが、その申請が、町に対しての申請が、個人の方からは初めての申請であったということが1点ございました。

それと、その申請に対して許可なり、審査をするわけですけれども、その審査、仮に許可となった場合に、今まで全面的に委託をしておる猟友会、猟友会のほうが、どのような反応を示されるか、今まで、従来から町のために一定協力をしておるんだというような基本の姿勢の中で、鳥獣害の被害の対策を行っていただいております猟友会に対しまして、そうだったら、もう個人の方から申請が上がってきたら、全部、個人の方でやってもらったらいんじゃないかというような、これは神経質な懸念がし過ぎかもわからないですけれども、そういうこともありまして、その審査に対して、なかなか進めないといいますが、猟友会の合意といいますが、一定理解をどう得る

のか、また、そういった、現実的に猟友会とも、こういう申請があったと、当然、氏名等は伏せただ中で相談をさせていただきましたら、やはりこちらが懸念しておりましたとおりの反応でございましたので、どうしたものかなと、それに時間をむやみに費やすことが、なかなか先行きが見えにくい状況でしたので、不受理という形で、これは今から思えば不許可ということが相当であったという処理をすべきであったというふうに総括はしておりますけれども、不受理という形で一旦、保留というような意味合いでお返しをして、継続的にお話がしたいというような思いで返したということが、原告の方にとりましては精神的な被害といたしますか、を与えられたということで訴えに至りまして、そのほかいろいろと、その間のやりとりで。

議 長（赤松孝一） 井上課長、もっと簡単に説明してください。

農林課長（井上雅之） そういうことでございます。おっしゃってましたように、損害を与えたということ、それと、それが司法の判断で下ったということにつきましては、農林課といたしまして、本當にご迷惑をおかけしたということで、おわびを申し上げたいと思います。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ありがとうございます。では、今のいろいろな中であった有害鳥獣は、いわゆる猟友会のほうで、有害鳥獣駆除班で世話になっているのを、個人プレーでやりたいという申し出があって、そのことについて不受理としたということについて、相手が精神的に苦痛だったという、その部分について、裁判所が、それでは8分の1を町は払いなさいと、こういうようになったことですか、要約は、こちらがまとめて悪いようですけど、そういうことですか。そういうことです。

大体、それはわかったんですけども、ほんならあとの七つはどんなことだったんですか。ちょっとそれも、もし覚えておられるのか、裁判のことですから、きちんと出ると思いますので、それも、もうついでですので、聞いておきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えいたします。あと七つを、また説明しますと、かなりの時間をとってしまいますので、一つだけ例を申し上げますと、先ほどの答弁の中に申し上げましたように、猟友会に意見照会をしたと、そのとき意見照会をしたことがプライバシーの侵害じゃないかというようなこと等でございます。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 時間の都合もありますようで、わかりました。それではですね、町長にお尋ねするんですが、やはり裁判所が、こうしてやっぱり町のやり方がちょっとよくなかったんじゃないかなというふうに罰金をつけられて認定されたわけです。

やっぱり、この事務的な問題が、そこにはあったというふうに思いますし、裁判が全部済んだ今の時点で、この件について町長は、どういうように思っておられるのか、それだけ1点お聞きして終わりにしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 先ほど農林課長が申し上げましたように、1点だけ、被告である町の言い分が十分に裁判所で理解をしてもらえなかったというのは、先ほど農林課長から申し上げたとおりです。確かに許可をするか、不許可にすべきかという判断をすべきであったと思います。それをせず

に不受理ということにしましたので、これはいろいろと、こちらの思いもあったんですが、結果的にはまずかったなということで、それは弁護士さんともいろいろお話をする中で反省材料として考えております。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ありがとうございます。いろいろな、こちらに言い分があっても、裁判で決められて、こちらがもう控訴をしないということは、それを認めたということですので、今後の町の事務については慎重にやっていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上、質問を終わります。

議 長（赤松孝一） 質疑はございませんか。

17番、今田議員。

17番（今田博文） すみません、すぐ終わりたいと思っております。

建設課長、先ほどから出てます、やすらの側溝の関係です。私も聞きまして、8月のいつだったかな、ちょっと雨の降る日です。夕方、現地に行ったんですが、福祉課の職員さんが土のうを積んで見ておられました。

一人かと聞いたら、いや、今まで建設課長と福祉課長もおられて、今、帰りましたと、帰ろうと思ったら急に雨が強くなったんで、私はちょっと現地におるんですということで、そういう一時的な対策というのは、本当にしていただいておりますかというふうに思っております。

今回、何回も水がついたというお話を聞いてます。そういう周辺の皆さんの話を聞きますと、役場は設計ミスだと言っているというふうにおっしゃっているんですね、あの側溝が。設計ミスだったんですか。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。この件につきましては、先ほどからるる、議員のほうからいろいろな形の中でご質問をいただいております。一番の問題というのは、先ほどもありましたように、旧加工場からの水路の部分が非常にたくさん流れてきとるということでございまして、そこをとめようと思うと、とめれるわけなんですけれども、それをとめたときに下流側にも被害が出てくるというふうなことが十分想定されますので、その部分がはっきりわからない部分もあったかもわかりませんが、そういったことが原因をしておるというふうには私は理解をしております。

今、おっしゃいましたように、8月4日だったというふうに思っております。8月4日の日に私もちょうど5時ぐらい、4時ごろから大雨降りかけまして、ここの部分につきまして5時前ぐらいに現地のほうに行かせていただいたというふうなことでございます。

状況は、水が流れない、その中で、流れない水があふれ出てきて、路面を走って反対側のお宅のほうに流れていくというふうな状況でございました。このような状況でございましたので、私どもとしては、今後、このやすらの里周辺の排水、特に南側の排水計画の部分について、もう一度、再度、調整をさせていただきたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） 私が聞いたのは、設計ミスだと言っているというふうに周辺の人から聞きました。お認めになるんですかということ聞いたんです。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。設計ミスというふうなことでございますけれども、誰がどういうふうな発言したというふうなことはわかりませんが、こちらの部分といたしましては、今の幹線水路のほうに流していきたいというふうな思いで設計をさせていただいたというふうな思っておりますし、その部分が一番、この地域の中では一番流れ、どういうんですか、阻害ができない、まあいうたら影響が出てこないのではないかというふうな考えさせていただいております。

ちょっとこの設計ミスだというふうなことになりますということになると、どういうんですか、非常に、その水の管理というのが難しいというふうな思っておりますし、我々としては一定、水の配慮の部分ができなかった部分があるかと思っておりますけれども、設計ミスというふうなところまではいっていませんけれども、非常に、その部分について流量の関係で不明確な部分があったというふうなことは否めないというふうな思っております。

議長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） 一度、その水害に遭うと、不思議なものでちょっと雨が降っても、またけえへんかなと、また来るのかなという、そういう思いになるんですね。今、土のうが積んで緊急対応していただいております。民家に浸水するようなことはないというふうに思いますけれども、やはり町民の信頼を回復するには、二度と、こういうことが起こらないようにすると。そして、早急に次の対策を考えて工事を完了することだというふうに思いますので、ご努力をお願いします。以上です。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

ここで暫時休憩いたします。と申しますのも、先ほど一般会計補正予算第2号に対しまして、修正案が提案されましたので、それを皆さんに配付しますので、暫時休憩いたします。

事務局、配付をお願いいたします。

（休憩 午後 4時49分）

（再開 午後 4時51分）

議長（赤松孝一） 休憩を閉じます。

ただいまの修正案に対しましては、勢箴議員ほか2名から修正の動議が提出されています。お手元に配りましたとおりでございます。したがって、これを本案とあわせて議題といたしまして、提出者の説明を、まず求めます。

勢箴議員。

1 5 番（勢箴 毅） それでは、ただいま各議員のお手元にですね、既に修正案が配付をされました。そのことにつきまして、ただいま上程をされました平成25年度与謝野町一般会計の修正動議についての提案理由を申し上げます。

ただいまお配りしたですね、修正案の表紙の次のところにありますように衛生費、清掃費を600万円を減額をして、そして、予備費に600万円をふやすと、こういうことでございますが、この議案第86号 平成25年度一般会計補正予算（第2号）、第4款、第2項清掃費、第

2目塵芥処理費、17節公有財産購入費、土地購入費600万円を削り、予備費に同額の600万円を増額するものであります。

これは、これまでの質疑でも明らかになりましたように、町が従前から借地している土地とはいうものの10アールに換算して、170万円とは、あまりにも高額過ぎて、住民の納得は到底得られません。20年前に旧加悦町が求めた金額だとしても、この20年間に土地の価格は大きく下落しており、現在では農地でも一等田でもですね、170万円もする農地は町内にはありません。加えて関西電力の高圧線の線下補償を総額で10年分27万7,000円を支払うと、所得税の負担分の上乗せ112万7,000円も計算に入っていますが、この所得税に至っては、これは任意売買だから税法上の優遇措置である特例控除が受けられないというものであります。通常、公共用地のために土地等を譲渡した場合は5,000万円までは税金がかかりません。これは公共用地として買わなければならない土地とは、国税庁が認めていないということではないでしょうか。相手を買ってくれというから買う、これらを合計すると、地目は山林ですが10アールに当たり227万7,000円、このような価格の設定の交渉とは、どのように理解をすればいいのか常識では考えにくいものです。このことは今後の町の用地取得に大きな禍根を残し、この金額では絶対に認めてはならないと考えています。

以上の理由から、一般会計補正予算（第2号）、用地取得費600万円を削除し、その600万円を予備費に増額するという修正動議を提出するものでございます。以上です。

議長（赤松孝一） これから修正案に対します質疑を行います。

なお、質疑はお一人1回10分以内ということで、よろしく願いをいたします。

野村議員。

1 番（野村生八） 今、我々としたら、突然出されたわけですが、大変大事な内容です。質問するための準備ができてませんので、時間も5時近いので、本日は現時点で延会していただきたいということをお願いしたい思います。

議長（赤松孝一） ただいまの野村議員の動議がございましたが、動議に対しましてご賛同願います方はご起立をお願いいたします。

（起立少数）

議長（赤松孝一） 少数でございます。

続行いたします。

それでは、ただいまの提案者に対します質疑はございませんか。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） それでは、わかる範囲で質問いたします。

今の提案理由の中で、土地の価格が下落しているというお話がありました。現実に下落している資料をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 勢簾議員。

1 5 番（勢簾 毅） 今、野村議員さんの答弁に答える資料は、今のところ持ち合わせておりません、ここには持ってありませんが、ある時間がいただけると出せるというふうに思っておりますけれども、現在は、今は持ってありません。

1 番（野村生八） それなしにはできませんけど、議長。

議 長（赤松孝一） 質疑してください。質疑続行。

1 番（野村生八） その求めた資料がないと質疑できませんけど。

議 長（赤松孝一） じゃあ次の方が質疑してください。
質疑を続行いたします。

野村議員。

1 番（野村生八） 大変大事な問題で、口頭で言われた、その根拠が準備されてない、それではですね、それが本当かどうかともわからない中で質疑せんなんということはおかしいというふうに思っています。これはぜひ、議運で諮っていただきたいと思います。

それから、所得税の公共用地としての問題で、税務署が認めないということが公共用地として買うこと自身を税務署が認めないというふうな判断だということと言われました。しかし、先ほどの答弁の中では、そういう答弁ではなかったというふうに思っていますが、答弁された内容から見て、何を根拠にそういう判断をされたのか、お聞きしておきます。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） 国税庁のですね、この、いわゆる租税特別措置法の適用を受けることができないということだというふうに思っておりますね、それはなぜできないかということ、私は、これは一つには、こちら側がどういう問いかけをされたかということにもかかっていると思っておりますわ。

だから、と言いますとですね、今まで町が借りていたんですけど、今度、買うことになりましたと、この説明では絶対に認められないと、私は思っておりますね。したがって、それはそれなりの説明が必要だと思うんですが、私としては、それは国税庁がですね、こういう必要だと、公共用地として必要だという認定には至らなかったというふうに思っておりますけど。

1 番（野村生八） 答弁になってないです。そういうことを聞いているんではありません。

1 5 番（勢簀 毅） 野村議員さんは、国税庁が認めないというふうに、私これ書いておりますけどね、このことは、この用地そのものを否定しておると、こういうことをおっしゃるんでしょう。そうではなかったですか。

1 番（野村生八） ちょっと時間とめてもらえますか。もう一度言いますので、時間とめてもらえますか。

議 長（赤松孝一） ちょっと勢簀議員は座ってください。

野村議員どうぞ。

1 番（野村生八） 私が質問したのは、そういう内容を質問されて、答弁は、そういう答弁ではなかったですね。そのことに対して、そうではなくておかしいと、今、説明された内容だという、そういうことの質問になってなかったですよ。だから、答弁された内容がどう違うのかということをお聞きをしています。

思うでは、これは答弁、回答にはなりません。何を根拠に答弁されている内容が間違いだという判断をされて出されているのか。その根拠を示してください。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） 私はですね、その間違いとかどうかということよりも、その問いかけが違うんじゃないかと、こういうふうに思っております。この先ほどの答弁について言えば、それから、こ

こで言うとりますのはですね、いわゆる公共用地として買わなければならない土地だということだったら、絶対に国税庁は認めてくれると思うんですよ。

1 番（野村生八） その根拠を示してください。思いじゃなくて根拠を示してください。

1 5 番（勢簀 毅） いや、これはもう根拠と言いますか、国税庁も、そういう見解だと思っております。

1 番（野村生八） いや思っておるんじゃないくて、そういうことが示してある資料とか、そういうのを示してくださいよ。

1 5 番（勢簀 毅） これはございますが、今、手元には持ってありません。

1 番（野村生八） 質疑になりませんが、議長。出されるということは、そういう準備をして出されるのが、行政でも当たり前のことです。

議 長（赤松孝一） 質疑続行してください。私としては、どうとも言えません、そんなこと。
野村議員。

1 番（野村生八） 今回、答弁を聞いていますと、なかなか合意に至らないという、金額でのということで、双方で何度か話が持たれて、ようやく合意できて出されているというふうにお聞きしました。これが3年ごとに契約更新ということ言われていました。今回、ようやく合意できた内容を、町が履行しないということが、今後の契約に影響がないというふうに判断されますか。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） 私は大きな影響はないと、このように思っております。

1 番（野村生八） どういう小さい影響があるんですか。

1 5 番（勢簀 毅） これから、例えば足を運んで行く回数とかね、そういったことはふえるかわかりませんが、このことではですね、きょうまでずっとお願いしてきとるわけですから、しかもそれをですね、お互いの合意で賃借料を払っているわけですから、だから、したがってですね、これは、私は、このことが、できないからあかんという話にはならんというふうに思っておりますけど。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 今までは、金額での合意ができていない中で3年がきて再契約ということでしたから、当然、地主の方は契約更新に臨まれるというのは、それは当然だろうと思います。

しかし、今回以降はですね、売買の合意ができて、町が、そのことを了承してもらった、それをほごにした後ですからね、全く状況が違いますが、それでも影響がないと言えるのはなぜですか。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） これ私はですね、この交渉の経過が、どういう交渉の経過になっているか、いろいろ聞きましたけども、けどね、現実問題として10アールに換算して227万7,000円ですか、この金額でね、本当にほんまの一般の町民の方の理解が得られるかどうかということだと思うんですよ。これとつても得られないと私は思いますね。これ何ぼ向こうが言いなつたから、向こうが合意したから、これで話したんですよという話でも、そうしますと、これから町が用地買収をいろいろとやっっていくなん、そういう中でこれは一つですね、私は尺度になりかねない、それからもう一つはね、私は、こういう交渉は、いうたら町長が、あるいはトップがです

ね、どうしても今、最重要課題として解決しなければならない、その用地を求める場合に、私は、こういう交渉の仕方もあると思っているんですよ。しかし、今回の場合は、そういうことは若干違うと、私は思っているんですけどね。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 旧野田川町の時にもですね、最終処分場の建設が、私が議員になってからもありました。そういうときの売買交渉というのは、こういう施設の場合は大変難しいです。いわゆる迷惑施設ということで、売買契約と、そして地元との補償を含めた、そういう合意というのは大変難しい施設です。

そういう中で、一番大事なのが、こういう施設を安全に管理できるかどうかということが一番大事だろうと思いますし、もう一つは地主の皆さんの理解を得ることと、地元の、区なり、地元の皆さんの理解を得ること、このことが非常に大事です。そういう点では、私の記憶ではですね、旧野田川のときの売買の価格、額がですね、一般的なものと同じで交渉されたとかいうふうな記憶がありません。私はそうではなくて、そういうものにふさわしいものとして選んで価格を設定し、そこから交渉を始められて、最終的に合意された金額ということになっていったと思っておりますが、ほかのこういう施設と含めて、どれだけここが高いんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） 私はね、いうたらこの一つの基礎になっとなるのが、先ほど来の課長の説明では、いわゆる一番最初に他の人が買収を受けた、その価格である。これについてはね、これは私はやむを得ないと思うんです。

ただ問題は、やっぱりそれに付加している部分ですね、付加している部分、それを認めるとしてもですね、付加している分、例えば下落の分をどうかということとは別にしてもですね、この付加している部分についてはですね、私はなかなか納得が得られないんじゃないかなと、こういうふうに私は思ってますけどね。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 先ほどの答弁では、20年言われましたね、土地が下落しているから、この金額では認められないという提案理由だと言われました。今は、もとの価格、ほかの買われた価格と基準に合意することについては、それは納得できると言われましたが、おかしくないですか。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） 下落していることは、これは確かなんですよ、これは。これははっきりしています。これちょっと今、資料をお配りできませんけども、これははっきりしています。そのこととですね。

それから、また、その上にですね、このものを付加しておるということですから、この辺では話はですね、私はなかなか、我々が理解はしにくいと、こういうふうに思っているんですけどね。

確かにですね、野村議員さんがおっしゃるように、その相手とのこともありますし、特別なところですよ。特別なところといいますか、そういう施設という条件もありますけども、しかし、私はそれだから幾らということにも、ほんなら向こうがおっしゃるばかりというふうには、なかなかならないんじゃないかなと、こういうふうに思っておりますね、大体、誰もがですね、合意できる金額、土地は全体には下落している、このことは確かです、しかし、そういう中にあつ

でも、なおかつ以前の価格で買収をせんなんということだったら、それは認めるとしてもですね、付加の分についてはですね、これはどうしても一考の必要があると、こう思っておりますけど。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 先ほどからの答弁で、先ほども言いましたが、言われたことが、すぐに合意できないから、時間をかけて合意できることを交渉されたという答弁がされました。そういうことをやられて、そして、ようやく合意できて、出されているということですね、答弁は。

言われたままというふうに言われましたけども、そのことはどういうふうにお聞きになったんですか。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） 私の認識として、そういう感じを受けた、ただ、先ほどの話の中で、どなたかからご注意がありますようにですね、非常に微に入り細に入り過ぎるとということがございましたのでね、もっと詳しい話が交渉の過程ではあったのではないかと、先ほどの話から考えると、それはそういうふうに思いますが、しかしながら、私はですね、大体、これは双方が歩み寄ったと言われますけども、むしろ地主さんの側に積極的なですね、私はアクションがあったと、こういうふうに思っておりますけど。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 売られる方がアクションを起こすのは当然ですよ。それは当然ちょっとでも高く売ってもらいたいというのは、ここだけじゃなくて、どこでも同じでしょう、それは。それがおかしいとは僕は言えないと思いますよ、いかがですか。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） それは交渉過程の中で、そういうやりとりがあったということについては、私は、それはあるだろうなというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） つまり言われたとおり、価格設定して議会に出したのではないということですよ。先ほどからですね、思うとか、どうかという言葉が非常に多くてですね、客観的な根拠がほとんど示されていない。行政が行う、こういうものは、そんな感情で事を進めるということは、あってはならないことだと、求められているのは、そのことですよ。根拠をもとに額を設定すべきだということを求められておりますが、先ほどからの提案説明は根拠じゃなくて思いで、ほとんどがつくられてますし、言ったことの答弁が、内容が変わってますよ、回答が。そういう思いで、こういう、出されること自身は、それは権利ですから別に何も言いませんが、出されるのであれば、そこをしっかりと準備して出されるということが必要だということを、あなたが言われたんじゃないですか。あなた自身が、そういう出し方になっていないんじゃないですか、いかがですか。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） 今、野村議員さんが指摘がありましたですね、そういうデータをきちっと出していないと、お配りもできないと今の時点でのということについては、これはご指摘のとおりかなと思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） データを出していないだけでなく、先ほども感じを受けるとかですね、根拠として、思いを示されておるわけですよ。そんなことで条例を出したり、予算を出したりするわけにはいかないですね、議会に、行政というのは、そのことを問われておるわけですね、こういうことを出されている、先ほどの説明では。ですから、それを、これ出されるのなら、そのことをもっとしっかりと詰めて、思いではなくて根拠をもって提案説明をつくられるということをしてから出されたらいかがですか。出し直されたらいかがですか。

議 長（赤松孝一） 勢簾議員。

1 5 番（勢簾 毅） 休憩いただけますか。

議 長（赤松孝一） 休憩、皆さんよろしいですか。

そしたら、暫時休憩いたします。

（休憩 午後 5時12分）

（再開 午後 5時31分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じて再開をいたします。

休憩中に議会運営委員会が開会をされまして、その件につきまして、これから皆さんにお諮りをいたします。

ただいまの修正案に対しましての質疑の途中ではございますが、提案者のほうの資料不足、また、行政側のほうに対しても資料の請求、例えば、なぜ、この10年間、線下補償を払わなければならないのか、なぜ、例えば、いわゆる税の負担をしなければならないのか、そういった、きょうの質疑の中で出た質疑に対しての十分な答えがいただけていないというのが議会側の判断でございます。

また、提案者の勢簾議員に対しても、もう少し詳しい資料を持って提案されるべきだという両方の意見がございましたので、その件につきましては、17日が再開日となりますが、17日の冒頭は本会議を始めずに、まず、全員協議会を始めます。全員協議会で双方の資料をもとに、皆さんで協議をいただきまして、その後、今のこの場面を再開いたします。

ということで、皆さんよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） それではご着席ください。

それでは、お諮りいたします。

本日は、この程度にとどめたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 本日は、これにて延会することに決定しました。

この続きは9月17日、午後1時30分から会議しますので、ご参集ください。

お疲れさんでございました。

（延会 午後 5時33分）